

講義 2

石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の除去等作業における

マニュアル活用の手引き

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)

建築物石綿含有建材調査者協会

専門委員 石川宣文

主要内容

- 本研修の目的
- マニュアルの構成
- 元請業者が作成する書面と掲示
- 事前調査結果の記録の確認ポイント
- レベル3と仕上塗材の作業基準
- 作業計画作成のポイント

主要内容

- **本研修の目的**
- マニュアルの構成
- 元請業者が作成する書面と掲示
- 事前調査結果の記録の確認ポイント
- レベル3と仕上塗材の作業基準
- 作業計画作成のポイント

1. 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)の活用促進

- 大防法と石綿則の改正内容が反映された統合マニュアル

2. 改正大気汚染防止法の周知

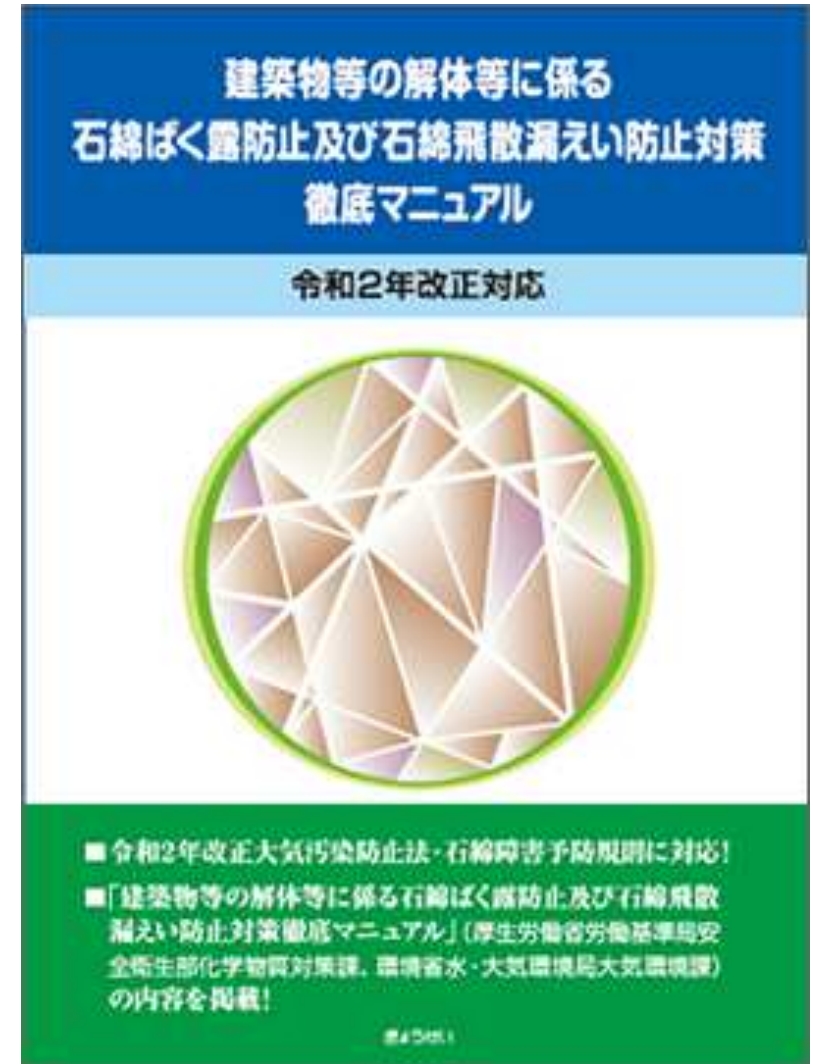
- 1) 石綿含有成形板等と石綿含有仕上塗材が**特定建築材料**に追加された
- 2) 石綿含有成形板等と石綿含有仕上塗材の**作業基準**が新設された
- 3) 次の措置等の義務者が**元請業者**とされた
 - 事前調査結果の発注者への説明(石綿含有建材の有無に関係なく)
 - // **記録の作成・保存**(石綿含有建材の有無に関係なく)
 - // 都道府県知事等への報告(石綿含有建材の有無に関係なく)
 - // 協力業者への説明
 - 特定粉じん排出作業時の**作業基準**の遵守
 - 特定粉じん排出**作業の記録の作成・保存**
 - 作業終了後の発注者への報告と報告書面の保存

主要内容

- 本研修の目的
- **マニュアルの構成**
- 元請業者が作成する書面と掲示
- 事前調査結果の記録の確認ポイント
- レベル3と仕上塗材の作業基準
- 作業計画作成のポイント

目次

1. 石綿に関する基礎知識
2. 関係法令の解説
3. 用語の定義
4. **建築物等の解体等における飛散防止対策**
5. 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定等
6. 呼吸用保護具、保護衣
7. 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項



全7部構成、第4部に具体的な実施事項を紹介

第 4 部 の 内 容

- 4. 1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要
- 4. 2 作業の一般的手順
- 4. 3 事前調査
- 4. 4 作業計画の作成
- 4. 5 作業実施等の届出
- 4. 6 事前調査の結果及び作業内容等の揭示
- 4. 7 **石綿含有吹付け材等**の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策
- 4. 8 **石綿含有保温材等**の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策
- 4. 9 封じ込め又は囲い込み作業に係る石綿飛散防止対策
- 4.10 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の**特殊な石綿飛散防止対策**
- 4.11 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策
- 4.12 石綿含有仕上塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策
- 4.13 解体等にあたり**あらかじめ石綿等を除去することが困難な場合**
- 4.14 隔離を行う場合の作業場内の**漏えい確認**
- 4.15 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認及び作業の記録

下線は石綿含有成形板等と石綿含有仕上塗材の関連部分

表 4.1.1 石綿含有建材の種類

建材の種類	石綿含有吹付け材 (レベル1)	石綿含有保温材等 (レベル2)	石綿含有成形板等 (レベル3)	石綿含有 仕上塗材
対応石綿含有材	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(乾式) ③湿式石綿吹付け材(石綿含有吹付けロックウール(湿式)) ④石綿含有吹付けバーミキュライト ⑤石綿含有吹付けパーライト	【石綿含有耐火被覆材】 ①耐火被覆板 ②けい酸カルシウム板第2種 【石綿含有断熱材】 ①屋根用折板裏石綿断熱材 ②煙突用石綿断熱材 【石綿含有保温材】 ①石綿保温材 ②けいそう土保温材 ③石綿含有けい酸カルシウム保温材 ④バーミキュライト保温材 ⑤パーライト保温材 ⑥不定形保温材(水練り保温材)	①外壁・軒天 スレートボード、スレート波板、窯業系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第1種 ②屋根 スレート波板、住宅屋根用化粧スレート ③内壁・天井 スレートボード、スラグせっこう板、パーライト板、パルプセメント板、けい酸カルシウム板第1種、せっこうボード、ロックウール吸音天井板、ソフト巾木 ④床 ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリーアクセスフロア材 ⑤煙突 セメント円筒 ⑥その他 セメント管、ジョイントシート、紡織品、パッキン	①建築用仕上塗材(吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトは除く) ②建築用下地調整塗材
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い	比較的低い

主要内容

- 本研修の目的
- マニュアルの構成
- **元請業者が作成する書面と掲示**
- 事前調査結果の記録の確認ポイント
- レベル3と仕上塗材の作業基準
- 作業計画作成のポイント

元請業者の実施事項

① 石綿使用なしの場合でも…

- 事前調査結果等の**発注者への報告**
- 事前調査結果の**記録の作成・保存**
- 事前調査結果の都道府県知事、労働基準監督署への**報告**
- 事前調査結果の**掲示**

② レベル3や仕上塗材の除去等作業の場合は…

①に加えて

- 事前調査結果の**協力業者への説明**
- **作業基準**の遵守
- **作業記録**の作成
- 発注者への**報告**

③ レベル1やレベル2の除去等作業の場合は…

①と②に加えて

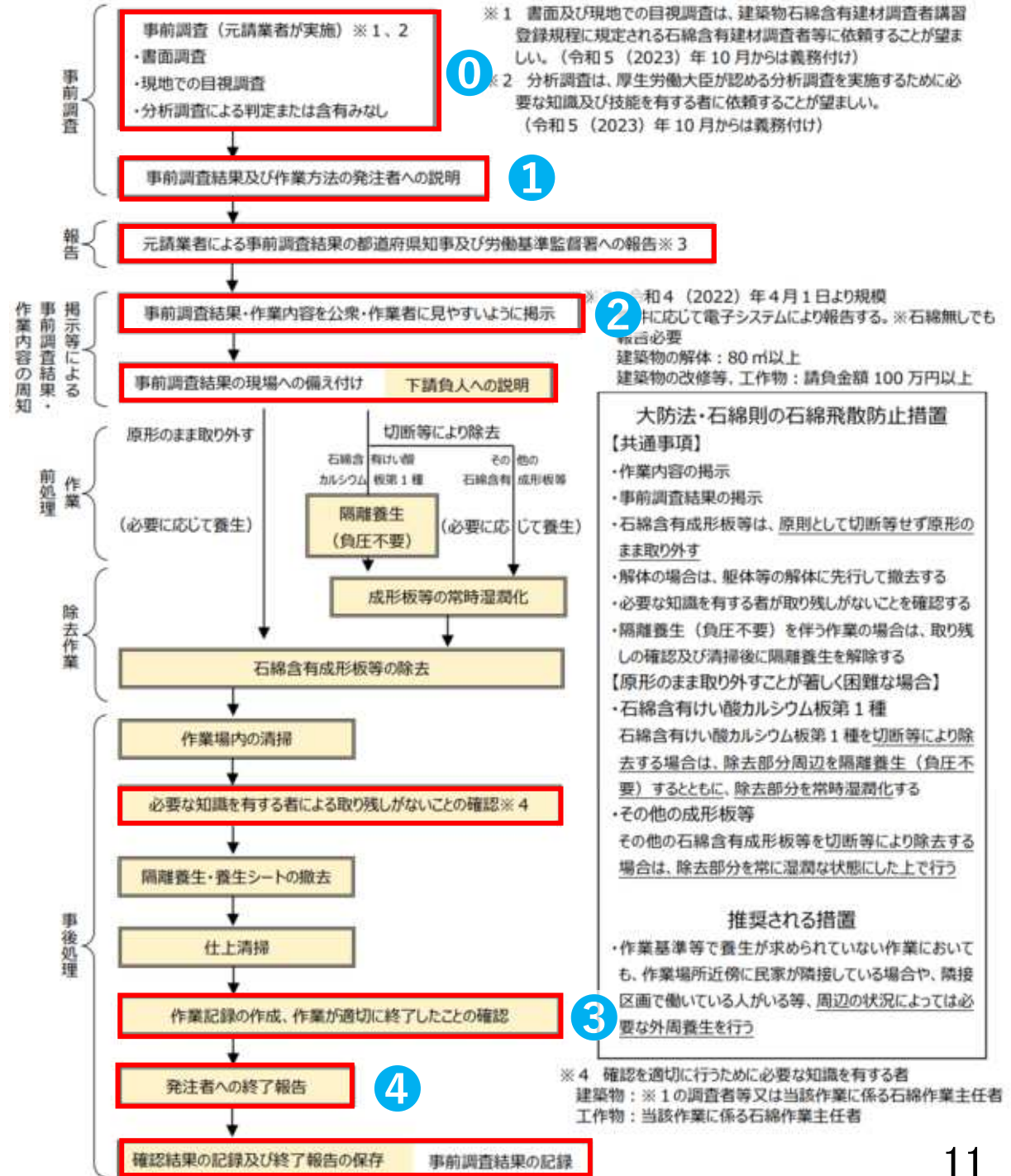
- 都道府県知事への**届出**（発注者）、労働基準監督署への届出

作業の一般的手順 (例 レベル3の場合、石綿使用なしの場合)

: 石綿含有成形板等の使用がない場合でも必要な措置

: 石綿含有成形板等を除去する場合に必要な措置

: 元請業者の実施事項



元請業者が作成する書面と掲示

- ① 事前調査結果の記録（研修1）
- ② 発注者への説明書
- ③ 掲示
- ④ 作業記録
- ⑤ 発注者への終了報告書

① 発注者への説明書面

石綿含有建材の種類、使用場所、使用面積

作業計画

工程表

配置図

別紙 1

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

事前調査説明書面

①発注者 住所
氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 種
②元請業者 住所
氏名
（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
電話番号
大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	（解体等工事の名称） 年 月 日 延床面積 m^2
④解体又は改造・補修等年月日	年 月 日 延床面積 m^2
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修 増設 隣建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())
⑨調査を終了した年月日	年 月 日
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無 <input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿のみし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無 ⑬石綿無しと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所
⑭設置予定年月日	年 月 日
⑮設置場所	別紙1のとおり
⑯大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の有無	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。
発注者氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）
年 月 日
発注者へこの書面の説明を行いました。
元請業者氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）
年 月 日

※ 書面の構成等を改定する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

第7
業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材（次項及び5の項を除く）
業のうち、石綿含有断熱材等を除去する、切取、又は破砕以外の方法で特定建築物（5の項を除く）
業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する（5の項を除く）
業のうち、石綿含有成形板等を除去する（5の項、事項を除く）
事前除去が著しく困難な解体作業
解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有作業

(m^2)
材 (m^2)
(m^2)
(m^2)
込め、その他 ()

月 日

ことが望ましい。
する場合に作成すること。
等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等工事)の工程の概要について工程を示す日程表、図面等。

① 発注者への説明書面

解体等工事に係る事前調査説明書面



(元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例)

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所
氏名 (法人にあつては名称及びその代表者の氏名) 様

②元請業者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)
電話番号

大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> R C造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名		
	講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ())		
⑪調査の	⑫特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有 (詳細は別紙 1 のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できな		

① 発注者への説明書面

解体等工事に係る事前調査説明書面

⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有 (詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所	
⑭事前調査の揭示	設置予定年月日	年 月 日
	設置場所	別紙 のとおり
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	

- 備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。

(発注者氏名「法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名」)

年 月 日

⑫ 特定建築材料(石綿含有建材)の有無



事前調査結果の記録を確認する

- ✓ 石綿含有建材があれば、別紙1を作成し添付する
- ✓ レベル1、2があれば、⑮の欄は「要」にチェックする

① 発注者への説明書面

解体等工事に係る事前調査説明書面

⑩調査の方法		<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有 (詳細は別紙1のとおり) <input type="checkbox"/> 石綿無
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所	
⑭事前調査の揭示	設置予定年月日	年 月 日
	設置場所	別紙 のとおり
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

- 備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

⑬ 解体等が始まる前に確認できなかった場所



事前調査結果の記録を確認する

- ✓ 確認できなかった場所は、解体等工事の開始後に確認する
- ✓ 新たに石綿含有建材が発見された場合は、作業を中断し必要な手続きを取る必要があると発注者に説明をする

別紙 1



別紙 1

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

大気汚染防止法施行規則別表第7																									
①特定粉じん排出等作業の種類	1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） ③の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） ④の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業																								
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日																								
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びに	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>吹付け石綿</td> <td>(</td> <td>m²)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>石綿を含有する保温材</td> <td>(</td> <td>m²)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>石綿を含有する耐火被覆材</td> <td>(</td> <td>m²)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>石綿を含有する断熱材</td> <td>(</td> <td>m²)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>石綿を含有する仕上塗材</td> <td>(</td> <td>m²)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>石綿を含有する成形板等</td> <td>(</td> <td>m²)</td> </tr> </table> 詳細は別紙 のとおり	1	吹付け石綿	(m ²)	2	石綿を含有する保温材	(m ²)	3	石綿を含有する耐火被覆材	(m ²)	4	石綿を含有する断熱材	(m ²)	5	石綿を含有する仕上塗材	(m ²)	6	石綿を含有する成形板等	(m ²)
1	吹付け石綿	(m ²)																						
2	石綿を含有する保温材	(m ²)																						
3	石綿を含有する耐火被覆材	(m ²)																						
4	石綿を含有する断熱材	(m ²)																						
5	石綿を含有する仕上塗材	(m ²)																						
6	石綿を含有する成形板等	(m ²)																						
④特定粉じん排出等作業の方法	⇒ 事前調査結果の記録を確認する																								
⑤特定粉じん排出等作業の方法が																									

① 特定粉じん排出等作業の種類

- ✓ 石綿含有仕上塗材がある場合は 3の項 に○
- ✓ レベル3（石綿含有成形板等）がある場合は 4の項 に○

① 発注者への説明書面

別紙 1



② 特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日																		
③ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>吹付け石綿 (</td> <td>m²)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>石綿を含有する保温材 (</td> <td>m²)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>石綿を含有する耐火被覆材 (</td> <td>m²)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>石綿を含有する断熱材 (</td> <td>m²)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>石綿を含有する仕上塗材 (</td> <td>m²)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>石綿を含有する成形板等 (</td> <td>m²)</td> </tr> </table> <p>詳細は別紙 のとおり</p>	1	吹付け石綿 (m ²)	2	石綿を含有する保温材 (m ²)	3	石綿を含有する耐火被覆材 (m ²)	4	石綿を含有する断熱材 (m ²)	5	石綿を含有する仕上塗材 (m ²)	6	石綿を含有する成形板等 (m ²)
1	吹付け石綿 (m ²)																	
2	石綿を含有する保温材 (m ²)																	
3	石綿を含有する耐火被覆材 (m ²)																	
4	石綿を含有する断熱材 (m ²)																	
5	石綿を含有する仕上塗材 (m ²)																	
6	石綿を含有する成形板等 (m ²)																	
④ 特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()																		
⑤ 特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由																			
⑥ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり																		
⑦ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり																		

③ 石綿含有建材の種類、使用箇所及び使用面積

⇒ **事前調査結果の記録を確認する**

- ✓ レベル 3、仕上塗材も合計面積を記入する
- ✓ 石綿含有建材のレベルごと、建材の種類ごとに、一覧表と使用箇所のわかる図面を添付する

① 発注者への説明書面

別紙 1



工事の工程の概要		22/05/2023
⑧ 作業の揭示	設置予定年月日	年 月 日
	設置場所	別紙 のとおり
⑨ 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話番号
⑩ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。

2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

添付資料 ⇒ **事前調査結果の記録**、**作業基準**を確認し作成

- ✓ **配置図**：建築物等の配置図、付近の状況（揭示の設置位置）
- ✓ **事前調査結果**：石綿含有建材の種類、使用箇所、使用面積
- ✓ **工程表**：石綿含有建材の除去等作業を記入した工事全体の工程表
- ✓ **施工要領**：計画している作業方法等がわかるもの（作業手順や図面等）

下請負人（協力業者）への説明

➤ 元請業者はすべての協力業者に次の事項を説明する

- ✓ 石綿含有建材の種類、使用箇所、使用面積
- ✓ 石綿含有建材を取り扱う作業の**工程表**
- ✓ 石綿含有建材の**処理方法**

➤ 協力業者にも法に基づく義務を遵守する必要がある

➤ 説明は請負契約書面など文書で説明する

- ✓ 説明は、口頭／文書のどちらも可能だが、**請負契約書面**など文書で説明することが望ましい
- ✓ 元請業者は、工事すべての箇所を網羅した調査結果の記録を現場に保管し、**関係下請負人の誰もが閲覧できる状況**にしておく
- ✓ **閲覧等に支障を来す場合は各下請負人も記録を現場保管**しておく

② 掲示（「事前調査の結果」と「作業内容」の掲示）

- 周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所に掲示する
- 掲示の大きさはA3判以上
- 石綿含有建材なしの場合も「事前調査の結果」を掲示する

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第4項の規定による事前調査結果の報告^{※1}、労働安全衛生法第84条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び関係施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所

調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
石綿じん排出等作業(特定じん排出等作業)の方法	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

調査方法の概要(調査箇所)
 【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査
 【調査箇所】建築物全体(1階～3階)

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建材材料)の種類、判断結果)
 石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)

【石綿含有なし】〇数字は右下記の「その他の事項」を参照
 1～3階 床：ビニル床①②、天井：装飾吸音板③、行い酸カルシウム板第1種④、壁：スレートボード⑤
 外壁：仕上塗材⑥

※建築物の竣工日で石綿含有なしを判断した場合の例
 建築物の竣工日が2006年9月1日以降

分析を実施した者
 〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 〇〇
 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇
 住所：埼玉県〇〇市〇〇-〇〇

その他事項
 石綿含有なしに記載された〇数字は、以下「建材製造者による説明」を参照

※1 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、調査金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

石綿含有建材なし

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第4項の規定による事前調査結果の報告^{※1}、労働安全衛生法第84条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び関係施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所

調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
石綿じん排出等作業(特定じん排出等作業)の方法	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

調査方法の概要(調査箇所)
 【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査
 【調査箇所】建築物全体(1階～3階)

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建材材料)の種類、判断結果)
 【石綿含有あり】
 1階 外壁：石綿含有仕上塗材 クリソタイル
 2階 床：石綿含有行い酸カルシウム板第1種 クリソタイル
 2階 床：石綿含有行い酸カルシウム板第1種 クリソタイル
 2階 天井：装飾吸音板③、行い酸カルシウム板第1種④
 【石綿含有なし】〇数字は右下記の「その他の事項」を参照
 1～3階 床：ビニル床①②、天井：装飾吸音板③、行い酸カルシウム板第1種④、天井：装飾吸音板③、その他の建材⑤⑥

石綿含有建材(特定建材材料)の届出方法
 石綿含有建材等
 (例)フレキシブルボードは部材のまま取り出す。ビニル床は層別化しながら7層等7層除去を行う。石綿含有行い酸カルシウム板第1種は作業場を業主レベルで養生(隔離し、運搬しながらバール等で除去を行う。

特定じん排出等作業(特定じん排出等作業)の方法
 石綿含有なし
 (例)装飾吸音板等工具メンテナンス、外壁を養生シートで養生(隔離し、除去を行う。

使用する資材及びその種類
 装飾吸音板③
 行い酸カルシウム板第1種④

石綿含有なしに記載された〇数字は、以下「建材製造者による説明」を参照

※1 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、調査金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

レベル3、塗材

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第4項の規定による事前調査結果の報告^{※1}、労働安全衛生法第84条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び関係施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所

調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
石綿じん排出等作業(特定じん排出等作業)の方法	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

調査方法の概要(調査箇所)
 【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査
 【調査箇所】建築物全体(1階～4階)

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建材材料)の種類、判断結果)
 【石綿含有あり】
 1階 装飾吸音板③、天井：装飾吸音板③、天井：装飾吸音板③
 1階 装飾吸音板③、天井：装飾吸音板③
 1階 装飾吸音板③、天井：装飾吸音板③
 【石綿含有なし】〇数字は右下記の「その他の事項」を参照
 1～4階 床：ビニル床①②、天井：フレキシブルボード③、その他の建材④⑤

石綿含有建材(特定建材材料)の届出方法
 装飾吸音板③
 (例)フレキシブルボードは部材のまま取り出す。ビニル床は層別化しながら7層等7層除去を行う。石綿含有行い酸カルシウム板第1種は作業場を業主レベルで養生(隔離し、運搬しながらバール等で除去を行う。

特定じん排出等作業(特定じん排出等作業)の方法
 装飾吸音板③
 (例)装飾吸音板等工具メンテナンス、外壁を養生シートで養生(隔離し、除去を行う。

使用する資材及びその種類
 装飾吸音板③
 行い酸カルシウム板第1種④

石綿含有なしに記載された〇数字は、以下「建材製造者による説明」を参照

※1 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、調査金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

レベル1、レベル2

➤ 石綿使用なしの作業の記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)} 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。</p>		
事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所		
調査終了年月日	令和〇〇年 〇月 〇日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
看板表示日	令和〇〇年 〇月 〇日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
解体等工事期間： 令和〇〇年 〇月 〇日 ~ 令和〇〇年 〇月 〇日		〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
調査方法の概要(調査箇所)		住所
<p>【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる</p> <p>【調査箇所】建築物全体(1階～3階)</p>		東京都〇〇区〇-〇
		現場責任者氏名 〇〇〇〇
		連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		
<p>【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁:スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③</p> <p>※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が 2006年9月1日以降⑤</p>		<p>調査を行った者(分析等の実施者)</p> <p>氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 〇〇 〇〇 会員番号 〇〇〇〇 住所:東京都〇〇区〇〇-〇〇</p> <p>分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 〇〇 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:埼玉県〇〇市〇〇-〇〇</p>
		その他の事項
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

② 掲示（「事前調査の結果」と「作業内容」の掲示）

➤ 石綿使用なしの作業の記入例

✓ 調査結果の概要、その他事項 欄

調査結果の概要欄の作業に関するお知らせ

本工事は、労働安全衛生法第4条および大気汚染防止法第14条の(1)第3項の規定による事前調査結果を掲載しております。
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿調査手続規則及び労働安全衛生法（石綿調査）を参照してください。

事業場名称	○○○建設工業株式会社	所在地	東京都○○区○○街○○番地	調査対象の作業内容	特定建築物の改修工事（特定建築物）
調査実施年月日	平成○○年○○月○○日	調査実施者	株式会社○○○建設	調査実施者（特定建築物にあっては調査実施者）	株式会社○○○建設
調査実施場所	東京都○○区○○街○○番地	調査実施者（特定建築物にあっては調査実施者）	株式会社○○○建設	調査実施者（特定建築物にあっては調査実施者）	株式会社○○○建設

調査結果の概要欄の作業に関するお知らせ

調査結果の概要欄の作業に関するお知らせ

調査結果の概要欄の作業に関するお知らせ

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)

石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)

【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他事項」を参照

1～3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁:スレートボード⑤

外壁 仕上塗材③

※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例
建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤

その他事項

調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す

①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明
⑤材料の製造年月日

✓ 石綿なしと判断した根拠 ⇒ 事前調査結果の記録を確認する

- 「その他事項」の欄に以下の判断根拠を表す数字を記入する
 - ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明
 - ⑤材料の製造年月日

② 掲示（「事前調査の結果」と「作業内容」の掲示）

➤ 石綿使用なしの作業の記入例

✓ 調査を行なった者 欄

調査報告書の様式等に関するお知らせ

本工事は、労働安全衛生法第4条およびその施行規則第14条の11第3項の規定による事前調査結果を掲載しております。*
*大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿規制等労働安全衛生法施行規則（第1章）調査結果を掲載しております。

事業場所在地: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	事業場名称: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	調査実施日時: 〇〇年〇〇月〇〇日	調査実施場所: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
調査実施者: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	調査実施者(氏名): 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	調査実施者(住所): 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	調査実施者(資格): 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
調査実施者(氏名): 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	調査実施者(住所): 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	調査実施者(資格): 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	調査実施者(資格): 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

調査を行った者(分析等の実施者)

氏名又は名称及び住所

事前調査・試料採取を実施した者

①日本アスベスト調査診断協会登録者

氏名 〇〇 〇〇 会員番号 〇〇〇〇

住所: 東京都〇〇区〇〇-〇〇

分析を実施した者

②〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 〇〇

氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇

住所: 埼玉県〇〇市〇〇-〇〇

✓ 事前調査の責任分担 ⇒ 事前調査結果の記録を確認する

- 事前調査を実施した者
- 試料採取を実施した者
- 分析を実施した者
- それぞれの責任者の氏名と資格、住所を記入

➤ レベル3 / 仕上塗材の除去等作業の記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)} 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>		
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
看板表示日	令和○○年○○月○○日	○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所 東京都○○区○-○
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1~3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材④⑤		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-x x x-x x x x ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		調査を行った者(分析等の実施者)
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去 ○ その他	氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 (例)剝離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・剝離剤:○○○○ ・養生用シート(厚さ:○mm) ・接着テープ 等	その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		

注) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

② 掲示（「事前調査の結果」と「作業内容」の掲示）

➤ レベル3 / 仕上塗材の除去等作業の記入例

✓ 石綿除去等作業の方法 欄

石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法

石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去 その他
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	<p>石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。</p> <p>石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。</p> <p>・湿潤用薬液: ○○○○ ・剥離剤: ○○○○ ・養生用シート(厚さ: 0mm) ・接着テープ 等</p>
使用する資材及びその種類	

石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去 その他
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	<p>石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。</p> <p>石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。</p> <p>・湿潤用薬液: ○○○○ ・剥離剤: ○○○○ ・養生用シート(厚さ: 0mm) ・接着テープ 等</p>
使用する資材及びその種類	

✓ 石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法を具体的に記入する

⇒ **作業基準**を確認する

- フレキシブルボードは原形のまま取り外す。
- 石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。

② 掲示（「事前調査の結果」と「作業内容」の掲示）

➤ レベル3 / 仕上塗材の除去等作業の記入例

✓ 石綿除去等作業の方法 欄

石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法

石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・その他
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。
	石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・剥離剤:○○○○ ・養生用シート(厚さ:○mm) ・接着テープ 等

✓ 石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法を具体的に記入する

⇒ **作業基準**を確認する

- ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。
- ・ 剥離剤:○○○○、養生用シート(厚さ:○mm)、接着テープ等

② 掲示（「事前調査の結果」と「作業内容」の掲示）

➤ レベル1,レベル2の除去等を含む作業の記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>			
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
届出先及び届出年月日	東京○○ 労働基準監督署 東京(都)道・府・県 ○○市(区)	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
看板表示日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~	令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
<p>【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査</p> <p>【調査箇所】建築物全体(1階~4階)</p> <p>※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)</p>		<p>氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)</p> <p>○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○</p>	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所 東京都○○区○-○	
<p>【石綿含有あり】</p> <p>1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル</p> <p>1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし)</p> <p>エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル</p> <p>【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照</p> <p>1~4階 トイレ内PS 保温材③</p> <p>1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤</p>		<p>現場責任者氏名 ○○ ○○</p> <p>連絡場所 TEL 03-x x x-x x x x</p> <p>○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。</p>	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		調査を行った者(分析等の実施者)	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		氏名又は名称及び住所	
○除去・囲い込み・封じ込め・その他		事前調査・試料採取を実施した者	
集じん排気装置	機種・型式・設置数	①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○	
	排気能力(m ³ /min)	分析を実施した者	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○	
使用する資材及びその種類	<p>・湿潤用薬液:○○○○ ・固化用薬液:○○○○</p> <p>・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm) ・接着テープ 等</p>		
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	<p>(例)・吹付け層に薬液を含ます等により表面を被覆する封じ込め工法^{注2)}</p> <p>(例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法^{注2)}</p>		
備考:その他の条例等の届出年月日	その他事項		
○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す		
	①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明		
	⑤材料の製造年月日		

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

② 掲示（「事前調査の結果」と「作業内容」の掲示）

➤ レベル1, レベル2の除去等を含む作業の記入例

✓ 石綿除去等作業の方法 欄



石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・ 囲い込み・ 封じ込め・ その他
集じん・排気装置	機種・型式・設置数 排気能力(m ³ /min) 使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)
使用する資材及びその種類	湿潤用薬液: ○○○○ ・ 固化用薬液: ○○○○ 隔離用シート(厚さ: 床○mm、その他○mm) ・ 接着テープ 等
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}

✓ 使用する集じん排気装置の仕様を具体的に記入する



作業基準を確認する

- ・ 機種・型式・設置台数
- ・ 排気能力
- ・ 使用するフィルタの種類及びその集じん効果

✓ 石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法を具体的に記入する

➤ 掲示の記載事項

- ・ 下線の内容は、別途掲示する（作業者の目に入りやすい場所に）

	大防法の掲示の記載事項	石綿則等の掲示の記載事項
事前調査の結果	<ul style="list-style-type: none"> ① 事前調査の結果 ② 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ③ 事前調査を終了した年月日 ④ 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 調査終了日 ⑩ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む）の概要 ⑪ 事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠の概要
作業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑥ 届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先 ⑦ 特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法 ⑧ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ <u>関係者以外の立入禁止</u> ⑬ 石綿作業主任者 ⑭ <u>喫煙・飲食の禁止</u> ⑮ <u>石綿等を取り扱う作業場である旨</u> ⑯ <u>石綿の人体に及ぼす作用</u> ⑰ <u>石綿等の取扱い上の注意事項</u> ⑱ <u>使用すべき保護具</u> ⑲ 石綿のばく露防止対策等の実施内容（届出あり、届出なし、石綿なし）

③ 作業記録の作成と保存

➤ 工事終了後 3年間保存する作業記録（元請業者）

- 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
- 元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
- 工事の場所
- 特定粉じん排出等作業の種類及び実施期間
- **特定粉じん排出等作業の実施状況**（次に掲げる事項を**含む**）
 - ✓ 取り残しがないことの確認を行った年月日、確認の結果及び確認を行った者の氏名
 - ✓ レベル1、2の切断等を伴う作業の場合は、負圧の状況確認、集じん・排気装置の正常な稼働確認及び隔離を解く前の特定粉じんの飛散のおそれがないことの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認した者の氏名
- 作業に従事した労働者の氏名及び労働者ごとの従事期間
- 周辺作業従事者の氏名及び従事者ごとの周辺作業従事期間

➤ 40年間保存する従事者の従事記録（事業者）

- 従事者が当該作業に従事しなくなった時から40年間保存する
- 直接石綿の除去等の作業を行った者及び周辺作業従事者が保存対象
- 記録事項
 - ✓ 労働者の氏名
 - ✓ 従事した作業の概要（周辺作業従事者は他の者が従事した石綿の除去等作業の概要）
 - ✓ 作業に従事した期間
 - ✓ 作業に係る事前調査（分析調査を行った場合においては事前調査及び分析調査）の結果の概要
 - ✓ 作業記録の概要
 - ✓ 保護具等の使用状況（周辺作業従事者のみ）
 - ✓ 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急措置の概要

➤ 特定粉じん排出等作業の記録事項の例（除去等作業の前中後）

表4.15.2 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例（除去作業前）

作業時期	項目	確認欄	記録事項	記録の時期	記録の趣旨
除去作業前	1. 掲示	<input type="checkbox"/>	掲示板（近景・遠景） 作業実施の掲示、事前調査結果の掲示、関係者以外立入禁止の表示、石綿の人体に及ぼす作用・取り扱い上の注意事項・使用すべき保護具等の掲示	掲示板の設置時～除去作業日の除去開始前	<ul style="list-style-type: none"> 作業実施の掲示や事前調査結果の掲示は、周辺住民や作業者が、当該除去等作業の内容を把握するためのツールである。 関係者以外立入禁止の表示等は、石綿則に基づき表示・掲示が必要なものであり作業現場の見やすい箇所、作業者が見やすい箇所に表示・掲示する必要がある。 掲示板の内容が大防法・石綿則に規定する内容を満たしており（近景）、公衆や作業者の見やすい位置に設置されている（遠景）ことを示すために記録する。 写真による記録が必要。
	2. 特別教育	<input type="checkbox"/>	特別教育の受講者名簿又は過去の受講記録	入所時	<ul style="list-style-type: none"> 適切な除去等作業の実施にあたり、除去等作業を行う者全員が、石綿の有害性、石綿等の使用状況等の特別教育を受けていることを示すために記録する。 3年間の記録の保存義務（安衛則）
	3. 作業場の隔離、セキュリティゾーンの設置	<input type="checkbox"/>	隔離の実施状況、セキュリティゾーンの設置状況	隔離、セキュリティゾーンの設置時	<ul style="list-style-type: none"> 計画どおりの隔離措置がなされ、石綿等の粉じんがセキュリティゾーン（更衣室、洗身室、前室の3室）の設置により作業場外部へ飛散することの防止及び除去作業に従事する作業者等工事関係者以外の者の立入を遮断できていることを示すために記録する。 写真による記録が必要。
	4. 集じん・排気装置の設置	<input type="checkbox"/>	【集じん・排気装置の設置】 装置の型式、設置日時、設置者氏名、設置状況、適正稼働確認の方法、確認結果	集じん・排気装置の設置時	<ul style="list-style-type: none"> HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置が設置時に事前点検されており、粉じん濃度等の結果から正常に稼働することを示すために記録する。 作業場内の空気の溜まりや排気ダクトの圧力損失等がなく、適切に設置されていることを示すために記録する。 集じん・排気装置の型式や換気回数はパンフレット等、設置状況は写真や図面、適正稼働確認の結果は点検記録簿の写しがあるとよい。
	5. 集じん・排気装置の点検、作業場及びセキュリティゾーンの負圧保持	<input type="checkbox"/>	【集じん・排気装置の適正稼働確認】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名 【作業場及びセキュリティゾーンの負圧】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名	除去作業日の除去開始前	<ul style="list-style-type: none"> 【集じん・排気装置の適正稼働確認】 設置時同様、除去作業日毎の除去開始前に集じん排気装置が適正稼働していたことを確認するために記録する。 【作業場及びセキュリティゾーンの負圧】 除去作業日の除去開始前に作業場及びセキュリティゾーンの負圧が確保されていたことを確認するために記録する。 点検記録表があるとよい。

写真

修了証

写真

確認年月日： 年 月 日

確認者：（所属）

（氏名）

➤ 特定粉じん排出等作業の記録事項の例（除去等作業の前中後）

表4.15.3 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例（除去作業中）

作業時期	項目	確認欄	記録事項	記録の時期	記録の趣旨
除去作業中	1. 石綿含有建材の湿潤化	<input type="checkbox"/>	湿潤化に用いた薬液名、薬液の散布状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じん飛散抑制剤が用途に対して適切に使用されていることを示すために記録する。 ・作業場所ごとに薬液名や散布状況が分かるものが必要。
	2. 石綿含有建材の除去	<input type="checkbox"/>	除去作業の方法、作業範囲、状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中への飛散や作業員へのばく露を防止するための措置がとられ、除去等作業が適切に行われていることを示すために除去等作業の方法、範囲、状況等の概要を記録する。 ・作業計画書の図面のほか、作業場所ごとに除去前後の写真、除去作業中の写真などが必要。
	3. 作業場及びセキュリティゾーンの負担保持	<input type="checkbox"/>	【作業場及びセキュリティゾーンの負担】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名	除去作業日ごとに数回（入退出時等）	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員の入退出時に負担不備により石綿が飛散する事例があることから、除去等作業中においても、作業員の休憩時等の出入の際に正常に稼働していることを示すために適宜記録する。 ・点検記録表での記録が望ましい。
	4. 集じん・排気装置の点検	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	【集じん・排気装置排出口の粉じん濃度】 確認日時、確認方法、確認結果、確認者氏名 【集じん・排気装置の運転時間】 稼働していた時間 【フィルタ交換等のメンテナンス記録】 実施日時、実施内容、実施者氏名	除去作業日ごとに数回（メンテナンスの記録は実施時、稼働時間は作業終了時）	<ul style="list-style-type: none"> ・除去等作業中においても、集じん・排気装置が正常に稼働していたことを示すために適宜（例えば作業の中断前後）記録する。 ・フィルタ交換等、メンテナンスが正しく行われていることを示すために記録する。（一般的には、1次フィルタは3～4回/日程度、2次フィルタは1回/日程度、HEPAフィルタは1次、2次フィルタを取り替えても目詰まりをおこす可能性のある場合（500時間程度）に交換する） ・点検記録表での記録が望ましい。
	5. 石綿粉じんの処理	<input type="checkbox"/>	除去された石綿の梱包及び保管状況、当該梱包への表示	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> ・除去した石綿を放置せずに、適切に表示、梱包、保管していたことを示すために記録する。 ・写真による記録が必要。
	6. 使用器具等の付着物の除去又は梱包	<input type="checkbox"/>	使用した器具や保護具等を持ち出す際の付着物の除去の状況又はこれらを廃棄する場合の梱包の状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿が付着したままの使用器具、保護具等を作業場外に持ち出すことは、石綿等の粉じんの飛散につながるおそれがあることから、使用器具、保護具等を作業場外に持ち出す際に付着物が除去されていたこと又は梱包されていたことを示すために記録する。 ・写真があると分かりやすい。
	7. 保護具等の着用状況	<input type="checkbox"/>	保護具（呼吸用保護具、保護衣）の着用状況	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員の石綿ばく露を防止するため、除去対象及び工法により指定された保護衣等の着用が必要であることから、除去等作業員が適切な保護衣、呼吸用保護具等を正しく用いていたことを示すために記録する。 ・写真による記録が必要なほか、資材表や点検記録があると分かりやすい。
	8. 従事者の記録	<input type="checkbox"/>	除去等作業従事者及び周辺作業従事者の氏名、従事日時、従事した作業	除去作業日ごと	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿に関する健康被害は、長時間経過した後には発生することから、石綿等の取扱い作業に従事した者、周辺作業に従事した者の従事期間を示すために記録しておく必要がある。 ・40年間保存（石綿則）

写真

図面

写真

写真

写真

写真

点検記録

従事記録

確認年月日： 年 月 日

確認者：（所属）

（氏名）

➤ 特定粉じん排出等作業の記録事項の例（除去等作業の前中後）

表4.15.4 石綿含有吹付け材の切断等を行う作業における記録事項の例（除去作業後）

作業時期	項目	確認欄	記録事項	記録の時期	記録の趣旨
除去作業後	1. 石綿の取り残しの有無	<input type="checkbox"/>	除去対象の石綿が適切に処理されたことの確認	隔離解除前	<ul style="list-style-type: none"> 石綿を取り残したまま隔離を解除すると作業場外へ飛散するおそれがあるため、確実に除去されていることを確認し、記録する。 4.15.3参照 取り残し確認の措置の実施状況及び当該確認を行った者の資格が確認できるものについて、写真等による記録が必要。
	2. 除去部分への粉じん飛散防止処理剤の散布	<input type="checkbox"/>	散布した薬液名、散布状況	隔離解除前	<ul style="list-style-type: none"> 粉じん飛散防止処理剤（固化剤）が用途に対して適切に使用されていることを示すために記録する。 薬液名や散布状況が分かるものが必要。
	3. 石綿粉じんの飛散のおそれがないことの確認	<input type="checkbox"/>	隔離内の石綿粉じん等の飛散のおそれがないことの確認日時、確認方法、確認結果、確認の実施者氏名、隔離空間内の清掃の状況	隔離解除前	<ul style="list-style-type: none"> 何らかの方法で隔離解除の際に、隔離空間内に石綿等の粉じんがないことの確認を行ったことを示すため記録する。 確認結果報告書や清掃後の写真などが必要。
	4. 作業場内の仕上清掃	<input type="checkbox"/>	作業場所の床又は地面等の清掃状況	仕上清掃時	<ul style="list-style-type: none"> 石綿が残留したまま以降の作業を進めることは石綿の飛散につながるおそれがあるため、作業場所の床や地面等が清掃されたことを示すために記録する。 仕上清掃後の写真などが必要。

写真

写真

カタログ

写真

写真

確認年月日： 年 月 日

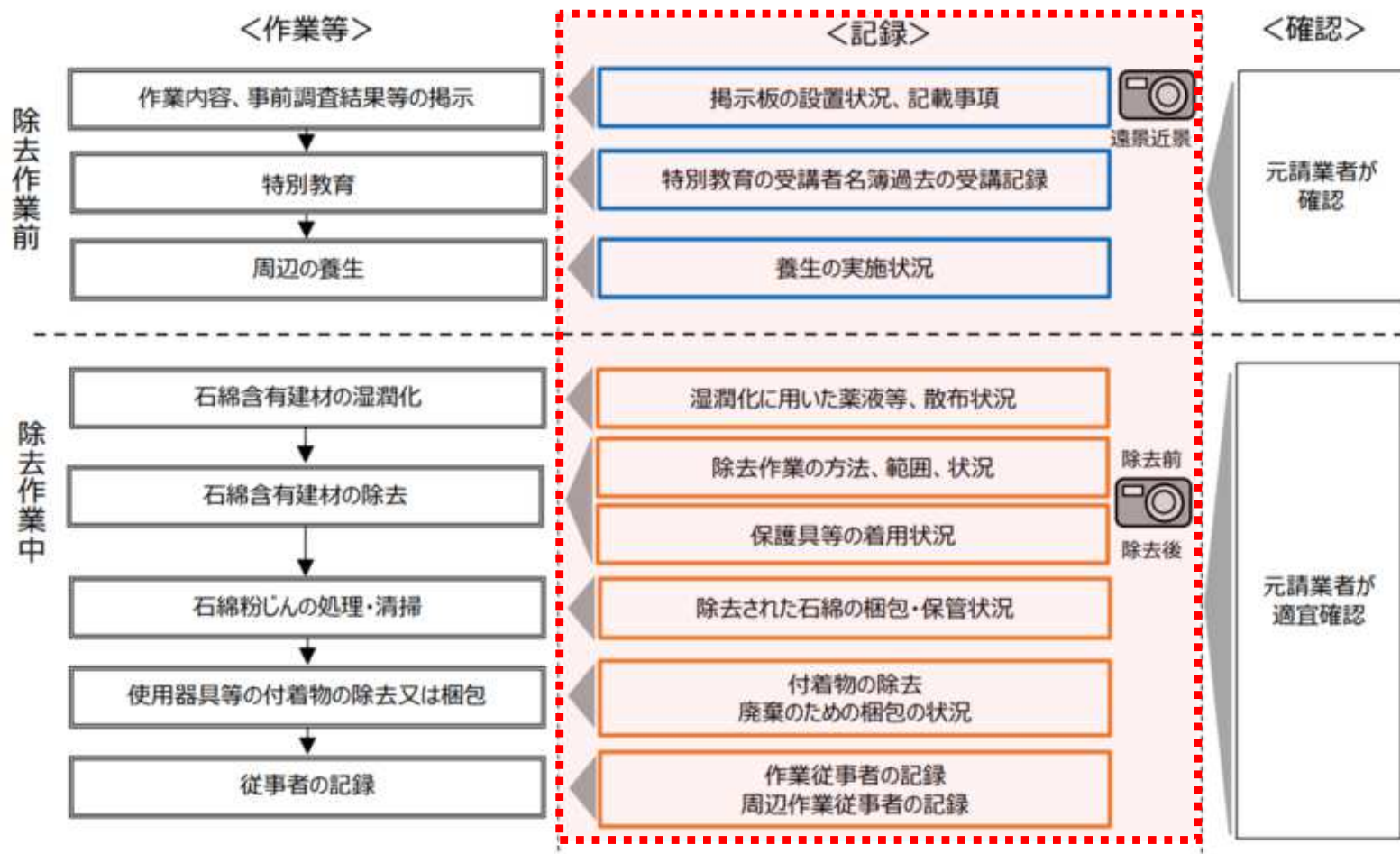
確認者：（所属） (氏名)

✓ 元請業者は、**作業基準**をもとにチェックリストを作成し、作業の状況の確認記録を作成する

➤ 記録項目(吹付けアスベスト以外)

- 作業の実施状況の写真記録を撮影する
- 写真記録は、撮影場所や撮影日時が特定できる必要がある


 : 基本的に1回記録する事項
 : 日々記録する事項
 : 写真により記録する事項 (最低限必要なもの)

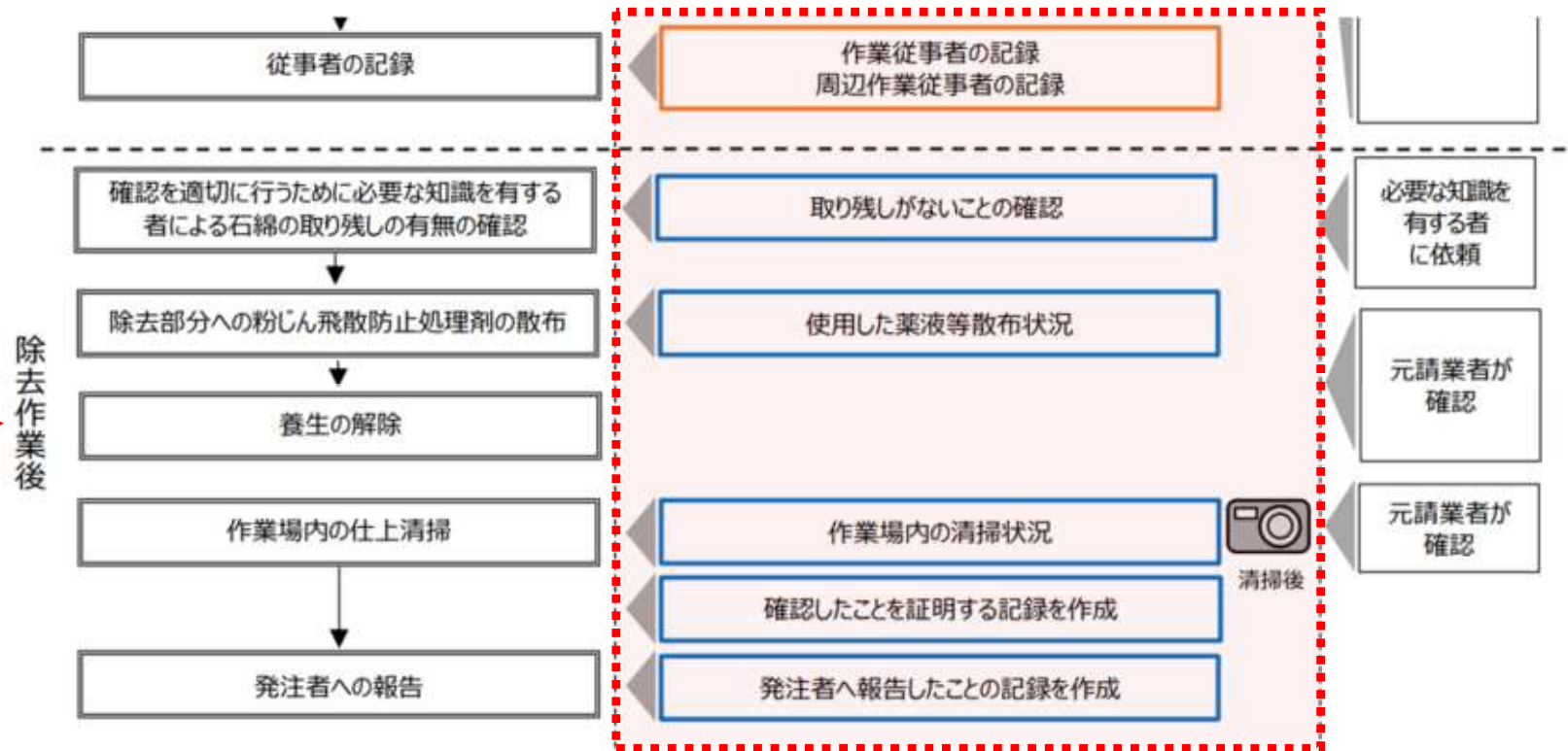
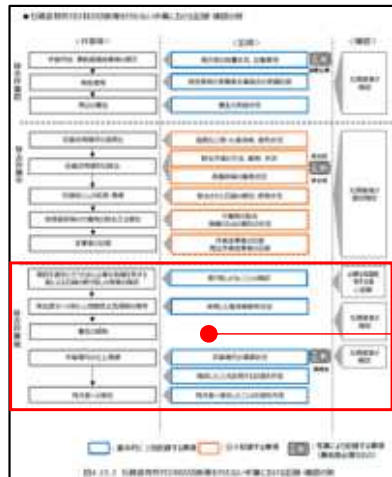


③ 作業記録の作成と保存

➤ 記録項目 (吹付けアスベスト以外)

- 記録には作業員名簿、工事写真、カタログ、点検表などがある

 : 基本的に1回記録する事項
 : 日々記録する事項
  : 写真により記録する事項 (最低限必要なもの)



④ 発注者への終了報告書

- 元請業者は、作業結果に関する書面を作成して発注者に報告する。
- 元請業者は、発注者に報告した書面の写しを作業結果の記録とあわせて特定工事終了後 3年間保存する。

特定粉じん排出等作業完了報告書

(発注者)

年 月 日

(元請業者) 法人名
代表者氏名

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第18条の23に基づき報告いたします。

1. 特定粉じん排出等作業の概要

・対象建築物の名称及び所在地
※対象建築物の名称（個人宅の場合は〇〇様住宅）及び所在地住所を記入する。

・除去等作業を行った者
※元請業者が行った場合は「報告者と同じ」と記入、下請負人が行った場合は氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入する。

・作業の概要
※作業の実施期間、特定粉じん排出等作業の種類、特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、除去方法等、作業計画に記載した内容と実際に行った内容について簡潔に記入、別紙に記入してもよい。

2. 当該作業の概要及びその他の事項

・特定粉じん排出等作業の完了
完了年月日
※特定粉じん排出等作業が完了した年月日を記入する。

3. 申し送り事項

・報告書の形式
※報告書の形式は報告書の記載内容、対象となる粉じん排出等作業の種類と高さ等によって異なる場合があります。

この報告書の提出にあたっては、
報告書は、1紙（A4）を複数枚提出する必要があります。

特定粉じん排出等作業完了報告書

年 月 日

(発注者)

様

(元請業者) 法人名
代表者氏名

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了したので、大気汚染防止法第18条の23に基づき報告いたします。

1. 特定粉じん排出等作業の概要

- 対象建築物の名称及び所在地
※対象建築物の名称（個人宅の場合は〇〇様住宅）及び所在地住所を記入する。
- 除去等作業を行った者
※元請業者が行った場合は「報告者と同じ」と記入、下請負人が行った場合は氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入する。
- 作業の概要
※作業の実施期間、特定粉じん排出等作業の種類、特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、除去方法等、作業計画に記載した内容と実際に行った内容について簡潔に記入、別紙に記入してもよい。

④ 発注者への終了報告書

特定粉じん排出等作業完了報告書

（様式第1号）

（日付欄） 月 日 年

（氏名欄） 氏名
代表者氏名

※この書面は、作業完了後、発注者へ提出するものとして作成する。作業完了後、発注者へ提出する場合は、この書面に添付する。

1. 特定粉じん排出等作業の概要

・作業実施場所の名称（国・地方公共団体の名称）を記入する。

・作業実施場所の所在地（国・地方公共団体の名称）を記入する。

・作業実施場所の名称（国・地方公共団体の名称）を記入する。

・作業実施場所の名称（国・地方公共団体の名称）を記入する。

・作業実施場所の名称（国・地方公共団体の名称）を記入する。

・作業実施場所の名称（国・地方公共団体の名称）を記入する。

2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

・確認年月日

・確認者の氏名

3. 特定粉じん排出等作業の完了

・完了年月日

4. 申し送り事項

・申し送り事項

この書面の説明を受けました。
発注者氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

※元請業者が行った場合は「報告者と同じ」と記入、下請負人が行った場合は氏名（法人の場合は法人名及び代表者氏名）を記入する。

・作業の概要

※作業の実施期間、特定粉じん排出等作業の種類、特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、除去方法等、作業計画に記載した内容と実際に行った内容について簡潔に記入、別紙に記入してもよい。

2. 石綿含有建材の取り残しがないこと等の確認

・確認年月日

※石綿含有建材の取り残しがないこと等を確認した年月日を記入する（複数日の場合は期間を記入）。

・確認者の氏名

※確認を行った者の氏名（法人に所属している場合は氏名のほか法人名）を記入する。

・確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等

※受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者についてはその旨）を記入する。

3. 特定粉じん排出等作業の完了

・完了年月日

※特定粉じん排出等作業が完了した年月日を記入する。

4. 申し送り事項

・異常時の対応

※異常があった場合の対応を記入する。

・計画と異なる対応を行った場合はその措置内容

※計画と異なる対応を行った場合はその措置内容を記入する。

この書面の説明を受けました。
発注者氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

主要内容

- 本研修の目的
- マニュアルの構成
- 元請業者が作成する書面と掲示
- **事前調査結果の記録の確認ポイント**
- レベル3と仕上塗材の作業基準
- 作業計画作成のポイント

事前調査結果の記録の確認ポイント

- 事前調査担当者から次の①から⑤について説明を受ける

① 事前調査を行なった部分

- 改修等工事の場合は、改修等を行う部分について事前調査を行う
- 事前調査を行った部分を容易に特定できる必要があり、図面等に表示して記録することが望ましい

② 石綿含有建材の種類、使用箇所（使用範囲）、面積

- 石綿含有の可能性のある建材を、部屋や部位等を特定できるように明記し、石綿含有の有無の判断結果や名称を書面にとりまとめる
- 事前調査結果は、作業員へ石綿含有建材の使用箇所を的確に伝えられる形式で記録する

③ 石綿含有なしと判断した建材の判断根拠

- どの方法で判断したか、判断根拠として使用した書類を含めて記録する
- 石綿なしと判断した場合は、同一と考えられる建材の範囲ごとに、判断根拠が明確となるように記録を作成する
- 判断根拠として使用した書類を添付し、石綿含有の有無の判断が適確に実施されたことが説明・検証できるようにしておく。
 - ✓ 石綿（アスベスト）含有建材データベースのプリントアウト
 - ✓ メーカーの石綿無含有証明資料
 - ✓ 分析結果の報告書
 - ✓ 過去に実施した調査結果 など

④ 調査の責任分担

- 同一と考えられる材料範囲の特定の判断を行った者
- 同一材料範囲のうち試料採取する箇所を選定した者
- 分析を行なった者（石綿則で定められた要件）

⑤ 確認できなかった場所

- 目視できず解体等工事が始まる前には調査できなかった場所があった場合は、解体等工事開始後に確実に調査がなされるよう記録を行う

表 4.3.3 目視できない場所であって解体等工事が始まる前に調査できない可能性がある場所の例

1	スラブと外壁面間の層間部（ 層間ふさぎ ）
2	外壁がプレキャストコンクリート板やカーテンウォールの場合の裏側、それらを取り付けている金物（ ファスナー ）部
3	渡り廊下の建物の接合部分のエキスパンションジョイントの 耐火帯
4	内装仕上材（グラスウール断熱材、天井ボード、ウレタン吹付けなど）の裏
5	改修等工事で石綿含有吹付け材の上に、無石綿のロックウールを吹付けた場合
6	厨房の調理台周辺の金属板やシンクの裏側、タイル張りの下地材
7	バスルームのタイル張りの下地材、ユニットバスの裏側の成形板、システムキッチンの裏側

主要内容

- 本研修の目的
- マニュアルの構成
- 元請業者が作成する書面と掲示
- 事前調査結果の記録の確認ポイント
- **レベル3 と仕上塗材の作業基準**
- 作業計画作成のポイント

作業基準

- ① 非破壊の原則（原形のまま取り外し）
- ② 清掃
- ③ 取り残し等の確認
- ④ 石綿含有廃棄物の保管・運搬・処理
- ⑤ 原形のまま取り外すことが困難な場合
- ⑥ 湿潤化
- ⑦ 隔離養生（負圧不要）
- ⑧ 仕上塗材の処理工法選定時の留意点
- ⑨ 剥離材を用いる工法
- ⑩ 電気グラインダー等を使用する工法
- ⑪ 高圧水洗工法

レベル3 と仕上塗材の作業基準

① 非破碎の原則（原形のまま取り外し）

- レベル3 建材は、原則として切断等を行わず原形のまま取り外す
- 原形のまま取り外すとは
 - (1) 固定具等を取り外して石綿含有成形板等を除去する場合
 - ① 建材を固定しているボルト、**木ねじ**、**釘**、**ビス**等をスパナ、ドライバー（電動工具を含む）、バール等を使用して取り外す方法
 - ② 固定具が劣化している場合は、**固定具**をガス溶断等により取り外す方法
 - (2) 母材又は下地材と一部接着している場合
 - ① 母材又は下地材から剥がさず、**母材又は下地材と一緒に**除去する方法
 - ② ソフト巾木やビニル床シート等、柔軟性のある材料を破損せずに除去する方法（建材が劣化しており破損が考えられる場合は除く）
 - (3) その他
 - ① 建材自体をそのまま取りはずして除去する方法
(石綿セメント円筒等の引き上げ等、手作業で困難な場合は重機による引き上げも含む。)

レベル3と仕上塗材の作業基準

① 非破砕の原則（原形のまま取り外し）

✓ 石綿含有スレート波板の取り外し作業の例

- 石綿含有スレート板の接合部分及び固定部分の建材が、工具等によりできるだけ破損、破壊されないように、フックボルト、釘等を除去又は切断
- 建材全体が破断、損傷しないように丁寧に取り外すことにより撤去



図4.11.7 機械工具による切断例

レベル3と仕上塗材の作業基準

① 非破碎の原則（原形のまま取り外し）



屋根スレート止め金物切断



屋根スレート取外し



壁金物取外し



壁石綿含有成形板取外し

レベル3と仕上塗材の作業基準

① 非破碎の原則（原形のまま取り外し）

✓ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート等の取り外し作業の例

- 施工時と逆の手順で、事前に外部設備、笠木、樋、金属類、コーナー材等を除去する。
- シーリング材等が施工されている場合は、先行してシーリング材をカッター等を用いて切断し、除去する。



手工具



湿潤化



粉じん回収（高性能真空掃除機）

レベル 3 と仕上塗材の作業基準

① 非破碎の原則（原形のまま取り外し）



固定部分の取外し※



取外し※

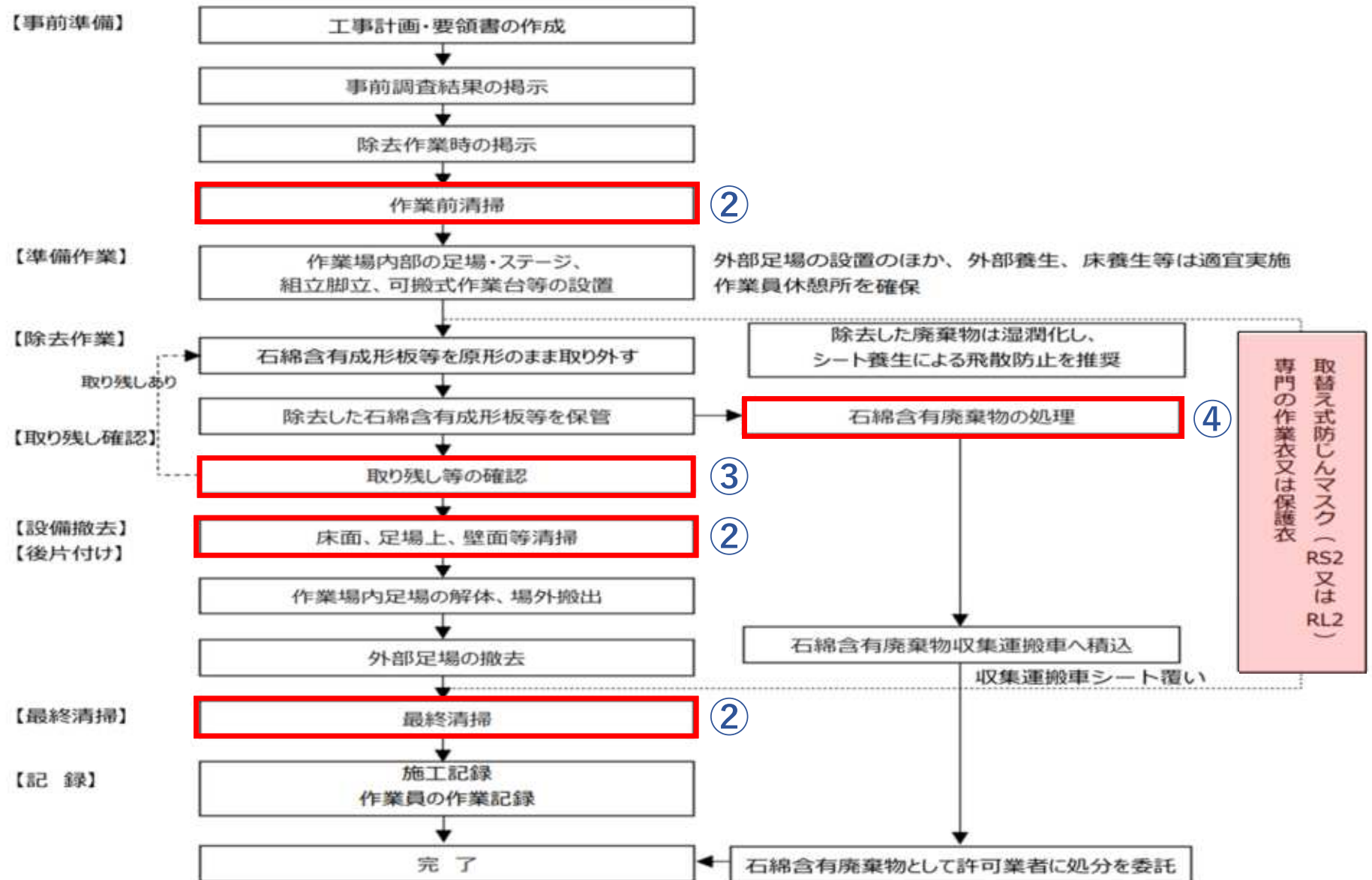


集積※

レベル3と仕上塗材の作業基準

① 非破碎の原則（原形のまま取り外し）

✓ レベル3建材を原形のまま取り外して除去する場合の作業手順



② 清掃（作業前清掃、除去後清掃、最終清掃）

作業前清掃

- 他の産業廃棄物が混ざらないように作業前清掃を行う

除去後清掃

- 取り外した材料は原則として湿潤化する
- 原形のまま取り外した材料は、原則として切断や破砕は行わず、原形のまま取り扱う
- 除去時にやむを得ず切断等をした場合も、それ以上の切断等を行わない
- 粉碎された石綿含有成形板は飛散させないように湿らせたおが屑等とともに集める
- 粉じんの飛散が多い場合は、エアレススプレーや噴霧器により水又は薬液を散布することが望ましく、その後、高性能真空掃除機にて清掃を行う
- 保護具は最終清掃が終わるまで着用する

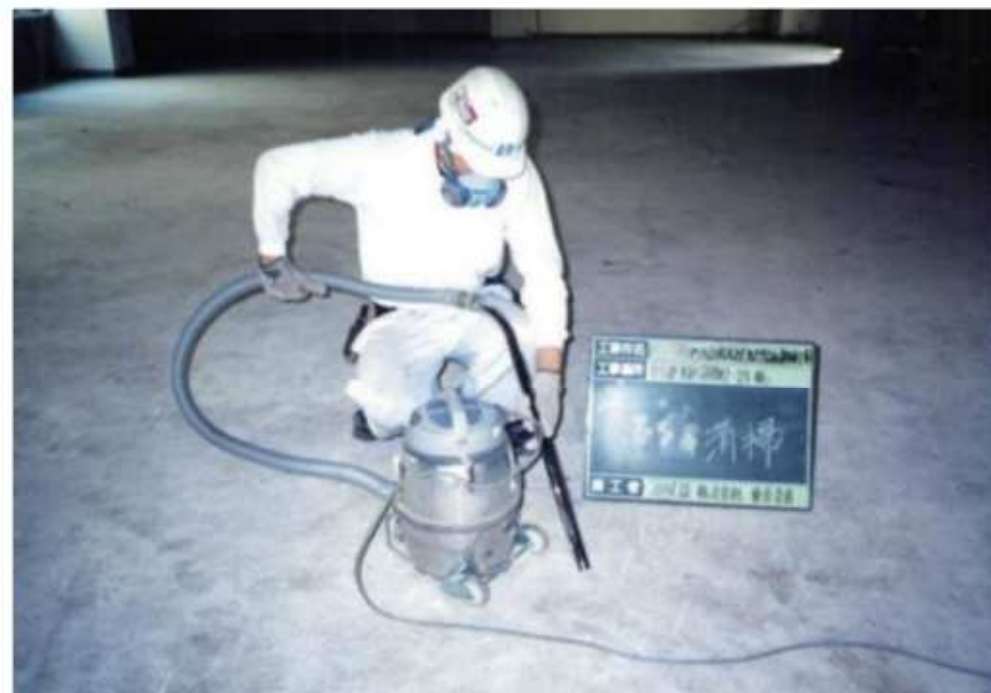
② 清掃（作業前清掃、除去後清掃、最終清掃）

- **作業床（足場）等の仮設機材：**

濡れ雑巾や高性能真空掃除機等で十分に粉じん等の汚れを取り除いたあと解体し、場外へ持ち出す。

- **防音シートや防音パネル：**

付着した石綿を含む汚れを濡れ雑巾や高性能真空掃除機にて十分に取り除いたあと、場外へ搬出する。



54 図4.11.21 清掃 高性能真空掃除機使用例

③ 取り残し等の確認

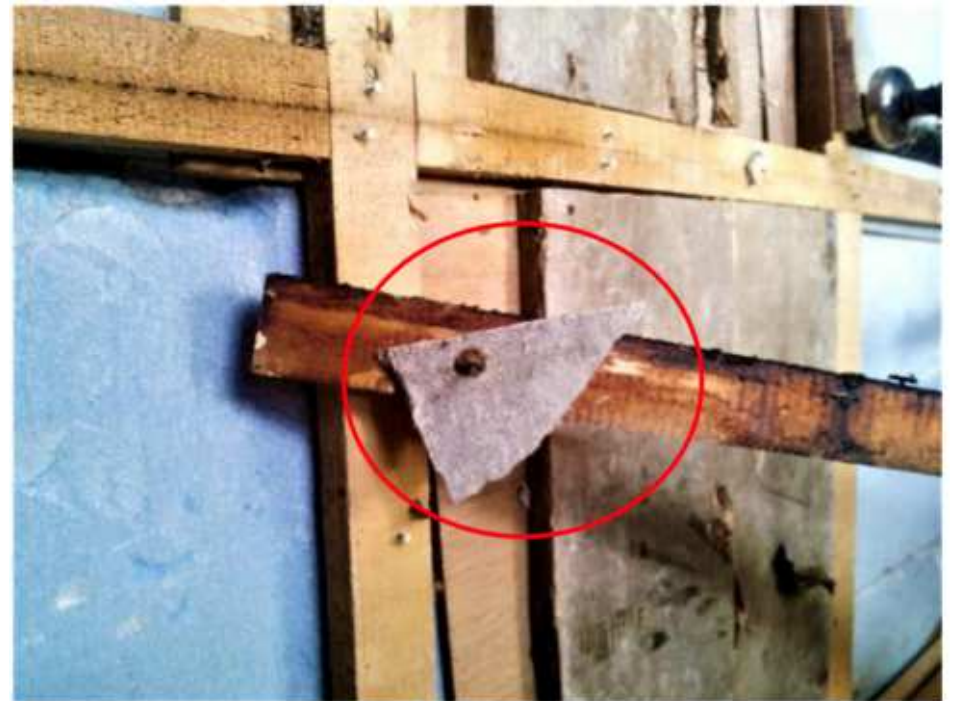
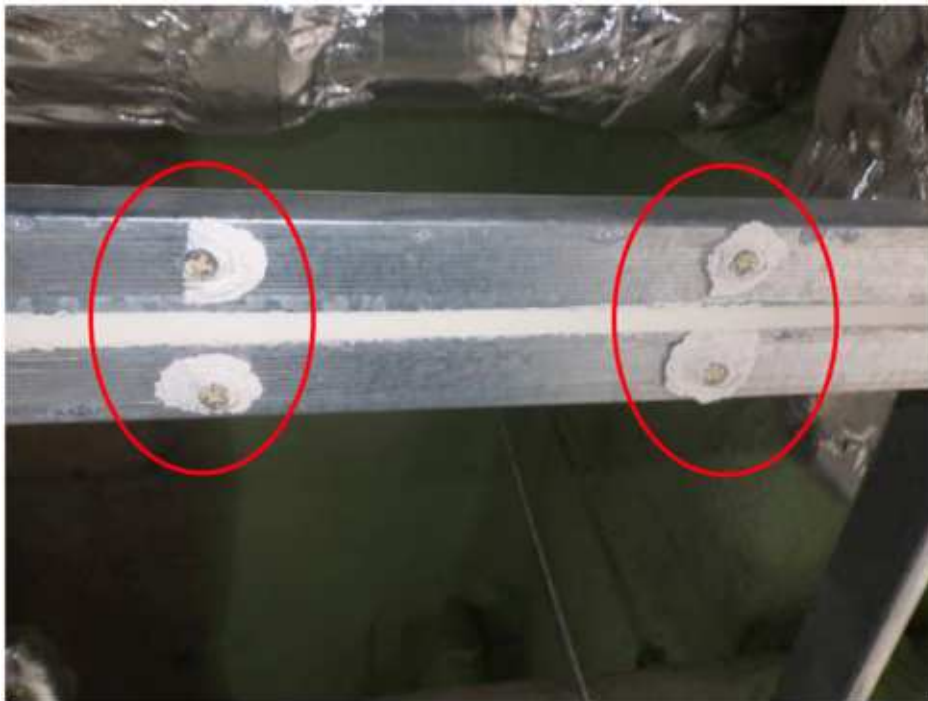
- 元請業者等は、石綿の取り残しがないこと等の確認を行う者に対し、事前調査等結果、作業計画及び作業記録を提示し、**取り切れない範囲**や、躯体等の解体開始後でないと石綿の有無が確認できず、**除去を行っていない部分**がある場合は、その旨を確実に伝える。
- 石綿の取り残しがないこと等の確認を行う者は、元請業者等から提供された事前調査結果、作業計画、作業記録、その他の伝達事項の突き合わせを行い、検査対象となる部位及び建材について整理する。
- その後、作業場で直接目視により石綿の取り残しがないこと等を確認し、その**結果を記録**する。
 - ✓ 入隅部や作業者の手が届きにくい箇所を入念に確認する
 - ✓ 周辺の柱や梁の隙間等への落綿の有無
 - ✓ 除去部分に粉じん飛散防止処理剤が散布されているか
 - ✓ 煙突の断熱材等、直接目視できない箇所はCCDカメラなどを活用

レベル3と仕上塗材の作業基準

③ 取り残し等の確認

✓ 石綿含有成形板等の取り残し

- けい酸カルシウム板第1種（左写真）：
天井面の軽鉄下地のビス部に、けい酸カルシウム板第1種のかげらが取り残されている
- スレート板（右写真）：
木造住宅の木下地のくぎ部分に取り残されたスレート板



④ 廃棄物の保管・運搬・処理

- ✓ 現場保管中は、一定の保管場所を定め、他の産業廃棄物と分別して保管し、シート等で覆う等飛散防止の措置を行う
- ✓ 保管場所には、石綿含有廃棄物保管所であることの表示を行う
- ✓ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種が切断・破砕されて廃棄物となったものや、除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物等については、フレキシブルコンテナや十分な強度を有するプラスチック袋等に梱包して廃棄物の露出がないようにする



レベル3と仕上塗材の作業基準

④ 廃棄物の保管・運搬・処理

- ✓ 運搬車両は荷台全体をシート等で覆い、粉じんの飛散を防止する。
- ✓ 石綿等が入っていること及びその取り扱い上の注意事項の表示を、
(図4.11.23) に示すテープ等で行う。



図4.11.23 石綿含有廃棄物 表示テープ（日本建設業連合会推奨）

- ✓ 運搬の際にプラスチック袋が破損した場合には、湿潤化する等飛散防止策を講じながら、新しい袋で梱包する。
- ✓ 高所からの移動は、揚重機等を使用するなどし、石綿含有建材を高所から投下してはならない。

⑤ 原形のまま取り外すことが困難な場合

- 現場の状況等により原形のまま取り外すことが困難で、**切断等**※を伴う除去を行う場合は、切断面等への散水等の措置を講じながら常時湿潤な状態を保つこと。

(※ **切断等**：かき落とし、切断、破砕、穿孔、研磨 等が該当)

- 原形のまま取り外すことが困難な場合の例
 - ✓ 成形板等や固定具が劣化している場合
 - ✓ 成形板等が下地材等と接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合
 - ✓ 物理的に困難な場合や、除去する成形板等の重量、大きさ、作業場の状況等によって切断等せざるを得ない場合。

レベル3と仕上塗材の作業基準

⑤ 原形のまま取り外すことが困難な場合

✓ 石綿含有ビニル床タイルの除去作業の例

- ビニル床タイルは原形のまま取り外すことができないため、窓・ドア等の開口部を先にテープで目張り養生をし、飛散防止に努める。
- 目張り養生ができるうちに除去を実施する工程計画とする。
- 転倒災害等の防止の観点から、湿潤化は慎重に行う。
- 剥がした石綿含有ビニル床タイルの小口や破断面等を湿潤化した後、養生シート等で梱包し石綿含有産業廃棄物として処分する

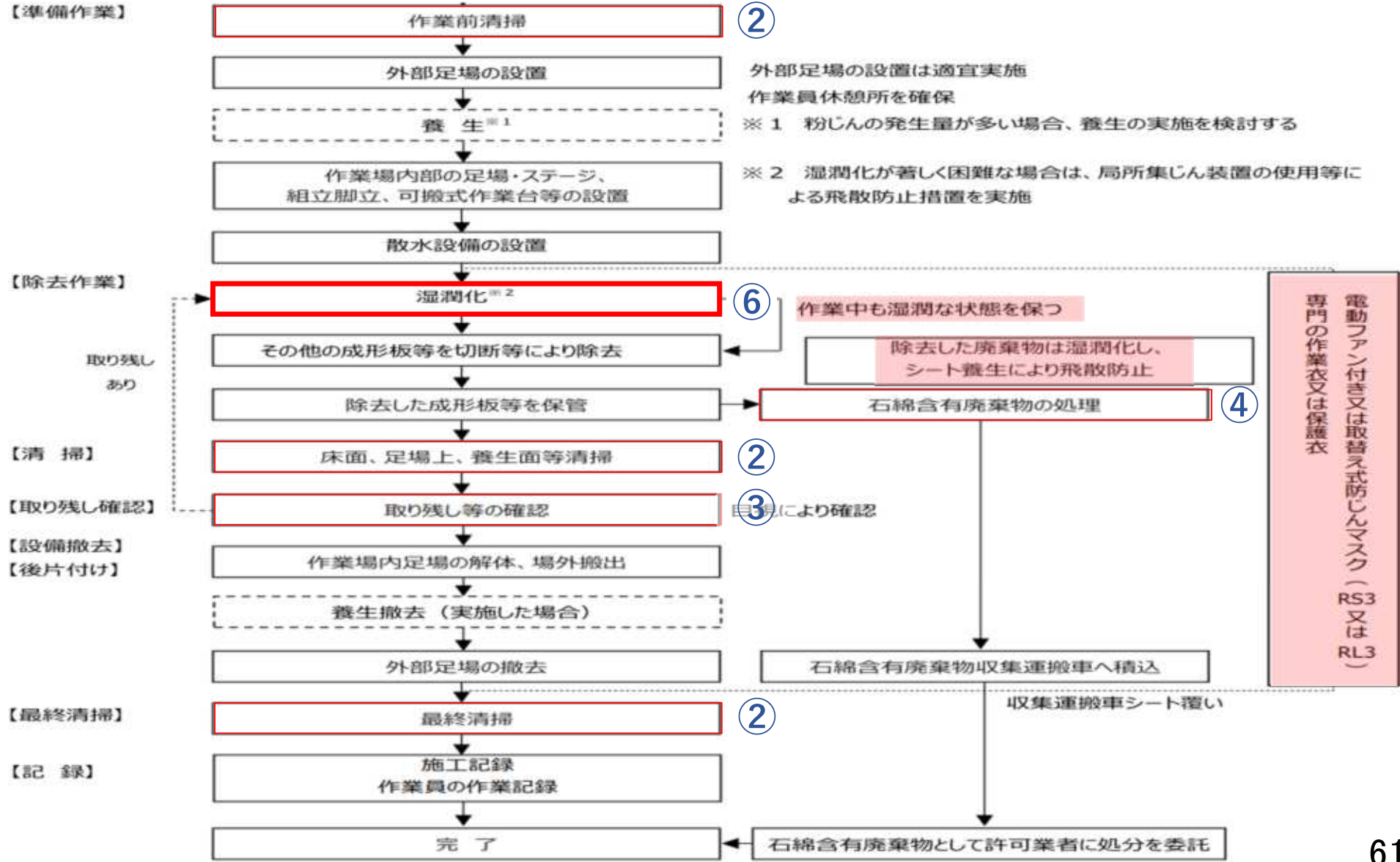


図4.11.12
石綿含有ビニル床タイルの
除去例

レベル3と仕上塗材の作業基準

⑤ 原形のまま取り外すことが困難な場合

✓ その他のレベル3建材を切断等により除去する場合の作業手順



⑥ 湿潤化

✓ 切断等により除去する場合は「常時湿潤な状態に保つ」

- 成形板の表面への事前の散水等だけでは、切断等に伴う切断面や破断面からの石綿繊維対策対策としては十分でない
- 作業中も切断面・破断面への散水等の措置を行いながら作業を行う



図4.11.5 湿潤化の例

レベル3と仕上塗材の作業基準

⑥ 湿潤化

✓ 切断等により除去する場合は「常時湿潤な状態に保つ」

- 粉じん飛散の程度に応じて、エアレススプレーヤ等を使用する
- 石綿含有成形板等の湿潤状況を確認しながら、切断面、破断面、せん孔箇所等の適切な箇所へ適量散水等を行う
- 屋根材においては散水等を行うことで作業者の足元が滑りやすくなり転倒・転落するおそれがあるため、多量の水・薬液による湿潤化は避け、留め付け部分だけを湿潤化し飛散防止を図る



図4.11.4 噴霧器の例

⑥ 湿潤化

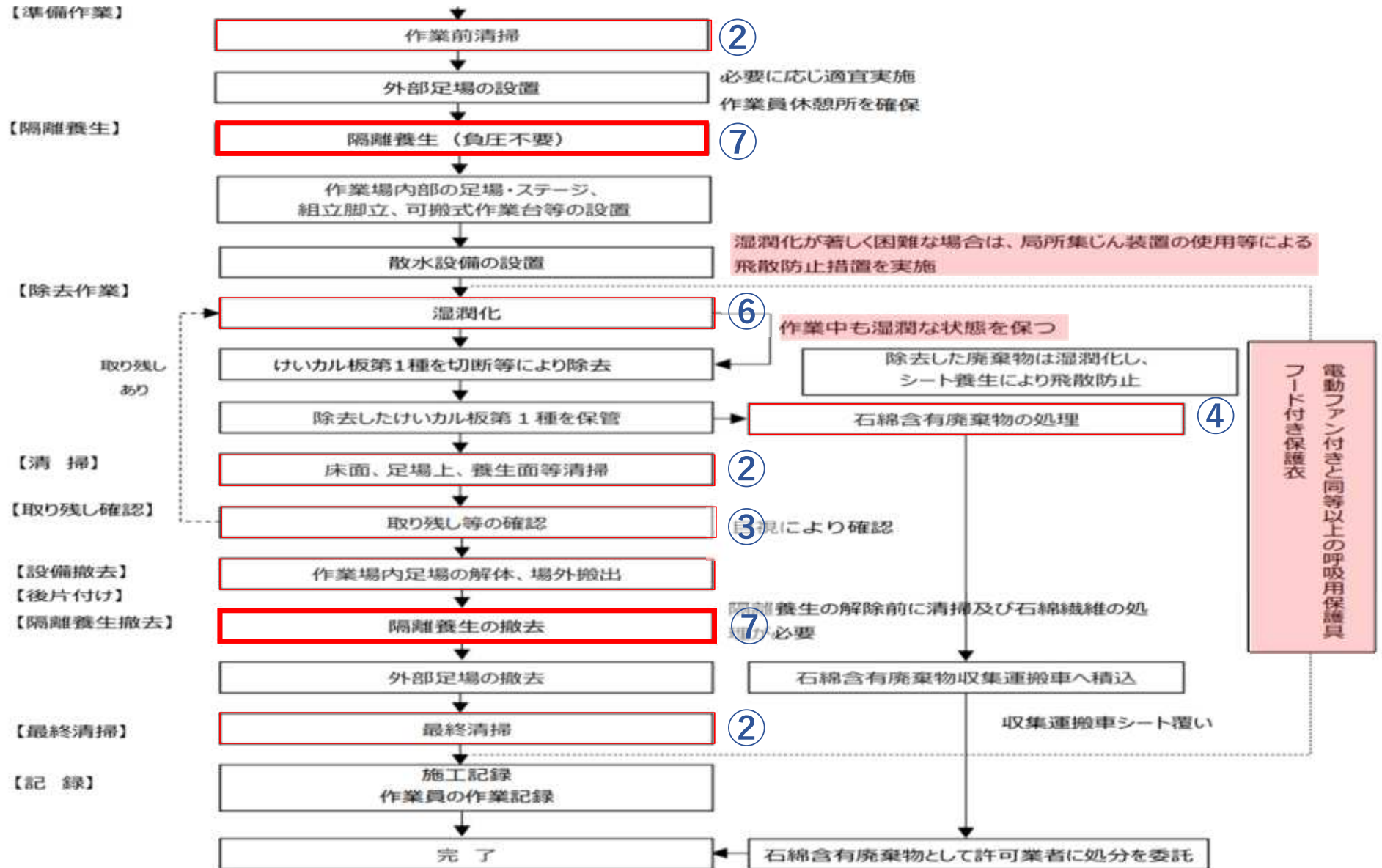
✓ 「湿潤な状態のもの」と「常時湿潤な状態を保つこと」

- 湿潤化に関して、石綿則では「湿潤な状態のものとする」と「常時湿潤な状態を保つ」という規定がある。
- 「**湿潤な状態のものとする**」は、石綿含有建材を一時的に湿潤なものとする
- 「**常時湿潤な状態を保つ**」は、切断面への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つこと
- 本マニュアルではいずれの場合も「湿潤化」といい、常時湿潤な状態を保つ場合は、継続的に湿潤化を行うよう記載されている。

レベル3と仕上塗材の作業基準

⑤ 原形のまま取り外すことが困難な場合

✓ けい酸カルシウム板第1種を切断等により除去する場合の作業手順



⑦ 隔離養生（負圧不要）

- 石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、他の成形板等に比べ破碎時の石綿繊維の飛散性が高いことが確認されていることから、石綿含有けい酸カルシウム板第1種の切断等を伴う作業においては、作業前及び作業中の湿潤化に加えて隔離養生（負圧不要）が求められる。
- 電動工具を用いて石綿含有仕上塗材を除去する作業においては、湿潤化に加えて隔離養生（負圧不要）を行わなければならない。電動工具とは、ディスクグラインダー又はディスクサンダーを指す。

レベル3 と仕上塗材の作業基準

⑦ 隔離養生（負圧不要）

✓ 屋外作業の隔離養生（負圧不要） 施工例



⑥ 外周は防災・防音シート等（通気性がない素材）で囲う。



① 屋根にシート掛けし、上から角材で押さえ釘で固定する。



② 固定部を拡大。

レベル3と仕上塗材の作業基準

⑦ 隔離養生（負圧不要）

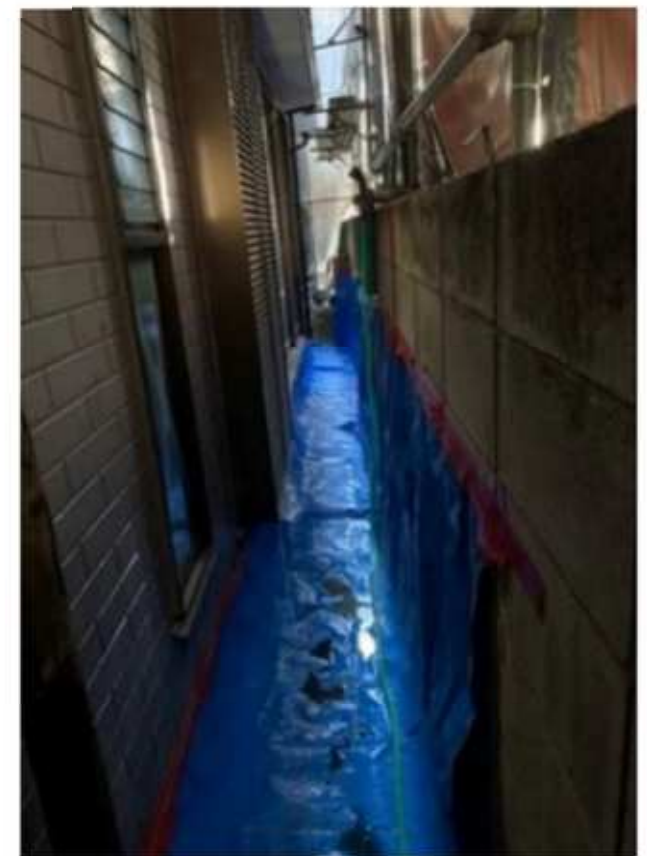
✓ 屋外作業の隔離養生（負圧不要）施工例



③外壁とシートを角材で固定。
シートの反対側は足場のシート等と繋ぐ。

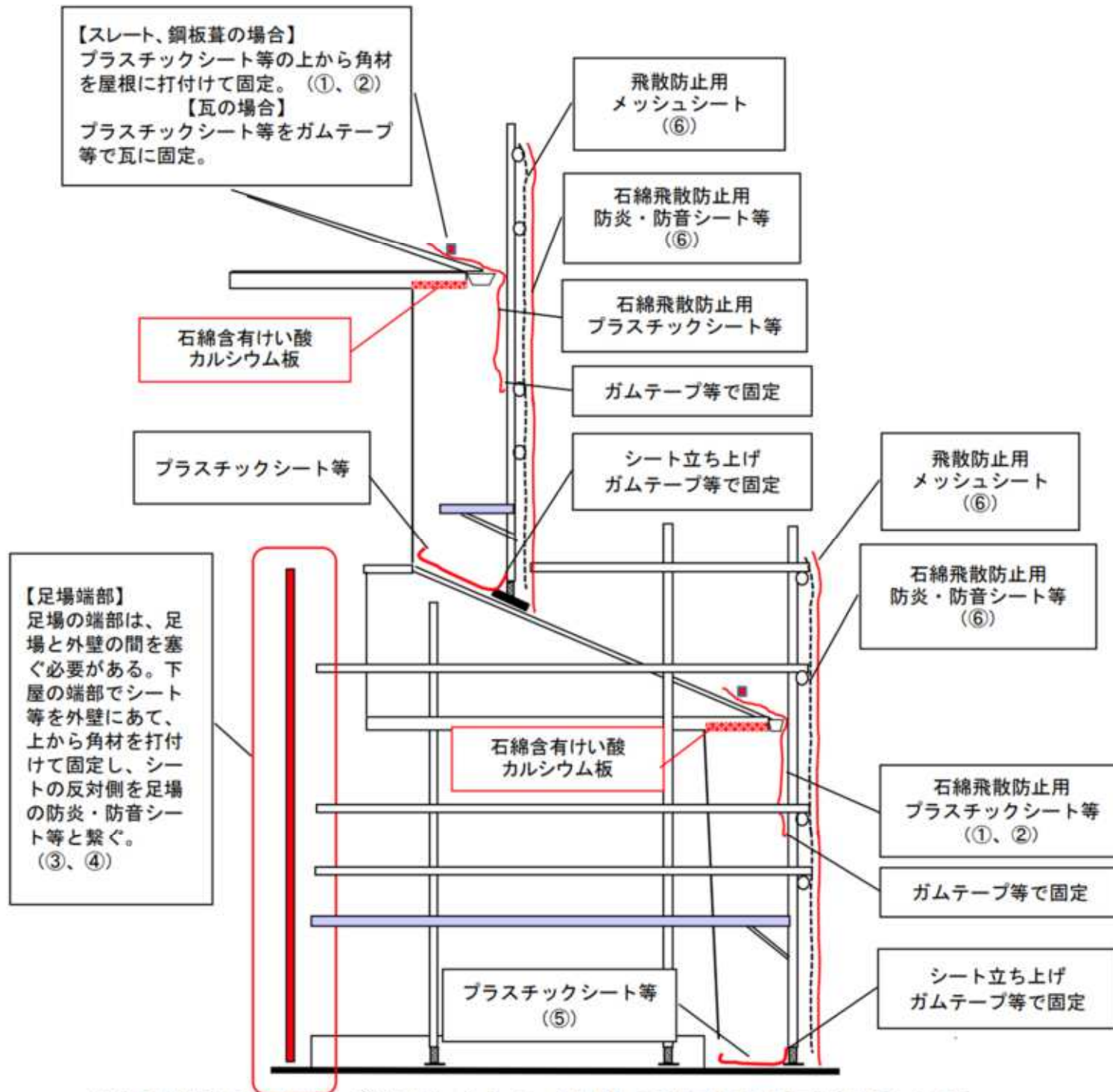


④下屋の端部での隔離養生の
外観。



⑤床部シート養生の設置（通気性がない素材）※奥や手前の端も確実に囲う。

【屋外での隔離養生(負圧不要)の参考例】



※図は断面のイメージを示したものであり、手前や奥も同じように囲う。

⑦ 隔離養生（負圧不要）

✓ 屋外の隔離養生（負圧不要）の設置基準

- 建物側及び上下は、通気性のないシート（プラスチックシート等）を使用する
- 外周側は、除去等のために設置した足場に通気性がないパネル（防音パネル等）又は通気性のないシート（防災シートや防音シート）を使用する
- シート又はパネル間の隙間の処理については、目張りまでは求めない
- 作業員の出入口はプラスチックシート等を垂らす。
- 隔離養生（負圧不要）に使用した防災シートや防音シート、防音パネル等は、高性能真空掃除機等により付着した粉じんを除去したのち、再度使用することも可能である。

⑦ 隔離養生（負圧不要）

✓ 屋内の隔離養生（負圧不要）の基準

- **天井裏や壁の裏側に隙間**が無いことを確認し、壁貫通部やスラブ貫通部などの開口部がある場合は、プラスチックシート等で養生する
- **窓**を閉め、隙間は目張りする
- **換気口（換気扇やガラリ）、空調吹出口**等の開口部はプラスチックシート等で養生する
- **作業員の出入口**は、プラスチックシート等を垂らして出入り時の飛散を防止する
- **床面**はプラスチックシート等で養生し、除去した石綿含有建材の破片を回収する
- **壁面**もプラスチックシート等で養生することが望ましい（汚れ防止）

レベル3 と仕上塗材の作業基準

⑦ 隔離養生（負圧不要）

✓ 隔離養生（負圧不要）の設置が望ましいケース

- 作業場所近傍に民家が隣接している場合
- 隣接区画で働いている人がいる場合
- フロアの一部だけが工事範囲になる改修工事の場合
- 住民が居住した状態で行う集合住宅等の外壁改修等工事の場合

- 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等を用いて石綿含有仕上塗材を除去する場合（各作業現場の状況に応じて）



✓ 施工条件に応じて隔離養生（負圧不要）の設置を検討する

参考) 天井裏に石綿含有吹付け材がある場合の天井解体

- 石綿含有吹付け材の下の天井板に、石綿を含む粉じんが堆積している場合がある。

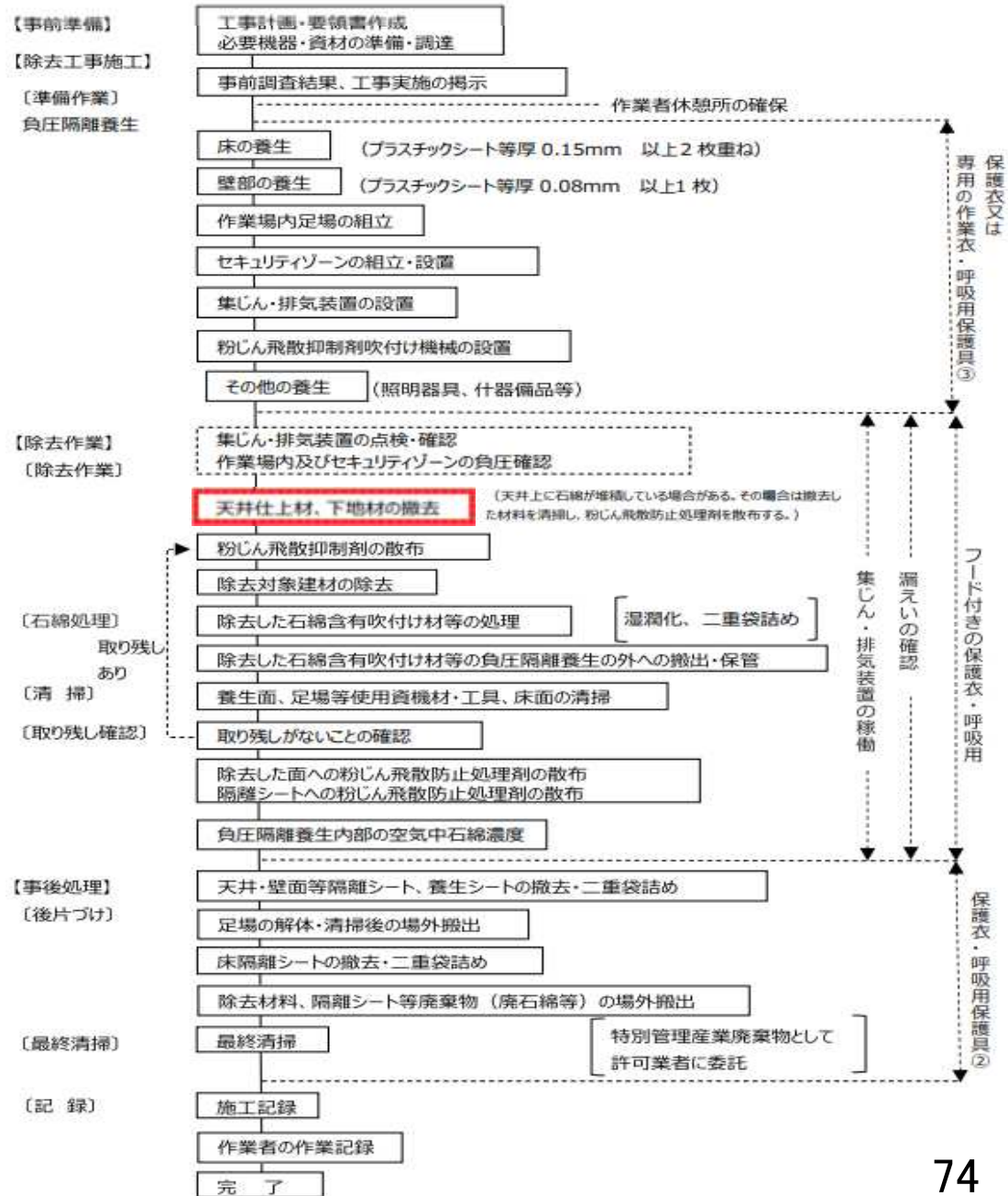


レベル3と仕上塗材の作業基準

参考) 天井裏に石綿含有吹付け材がある場合の天井解体

✓ この天井解体はレベル1

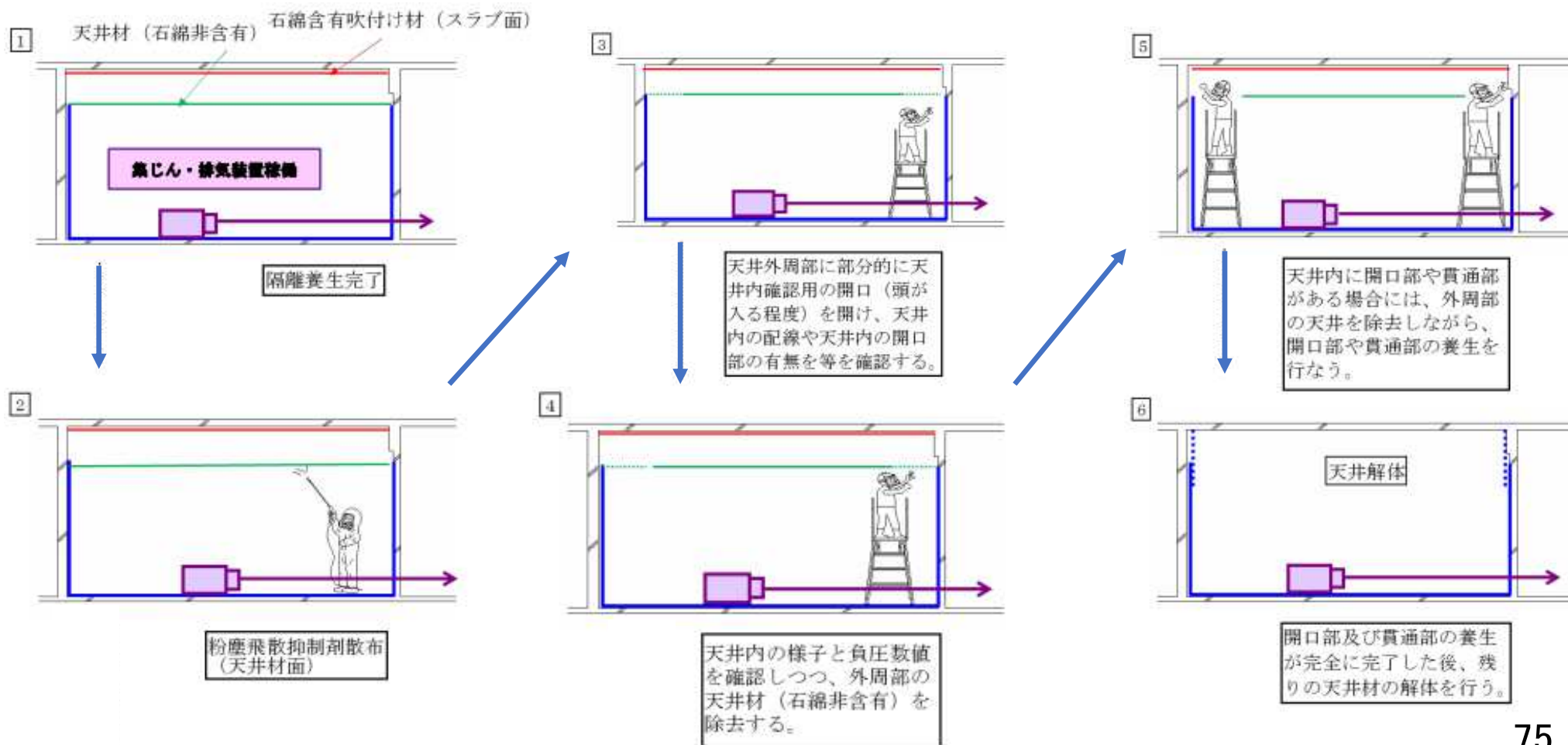
- 天井裏の鉄骨や屋根に石綿含有吹付け材が施工されている場合、天井仕上材の裏面に石綿が堆積しているおそれがある。
- 負圧隔離養生をした上で、高性能真空掃除機で清掃を行いながら天井仕上材を撤去する。
- 改正基発 第0811002号 (平成18年8月11日) 第3 2 (4) エ 参照



レベル3と仕上塗材の作業基準

参考) 天井裏に石綿含有吹付け材がある場合の天井解体

- 負圧隔離養生内で作業を行う。
- 壁際の天井撤去と、天井内の開口部や貫通部の養生を先行する。
- 撤去した天井材や設備機器は、粉じん飛散防止剤に浸したウェス等で粉じんを十分に拭き取った後に搬出する。



⑧ 仕上塗材の処理工法選定時の留意点

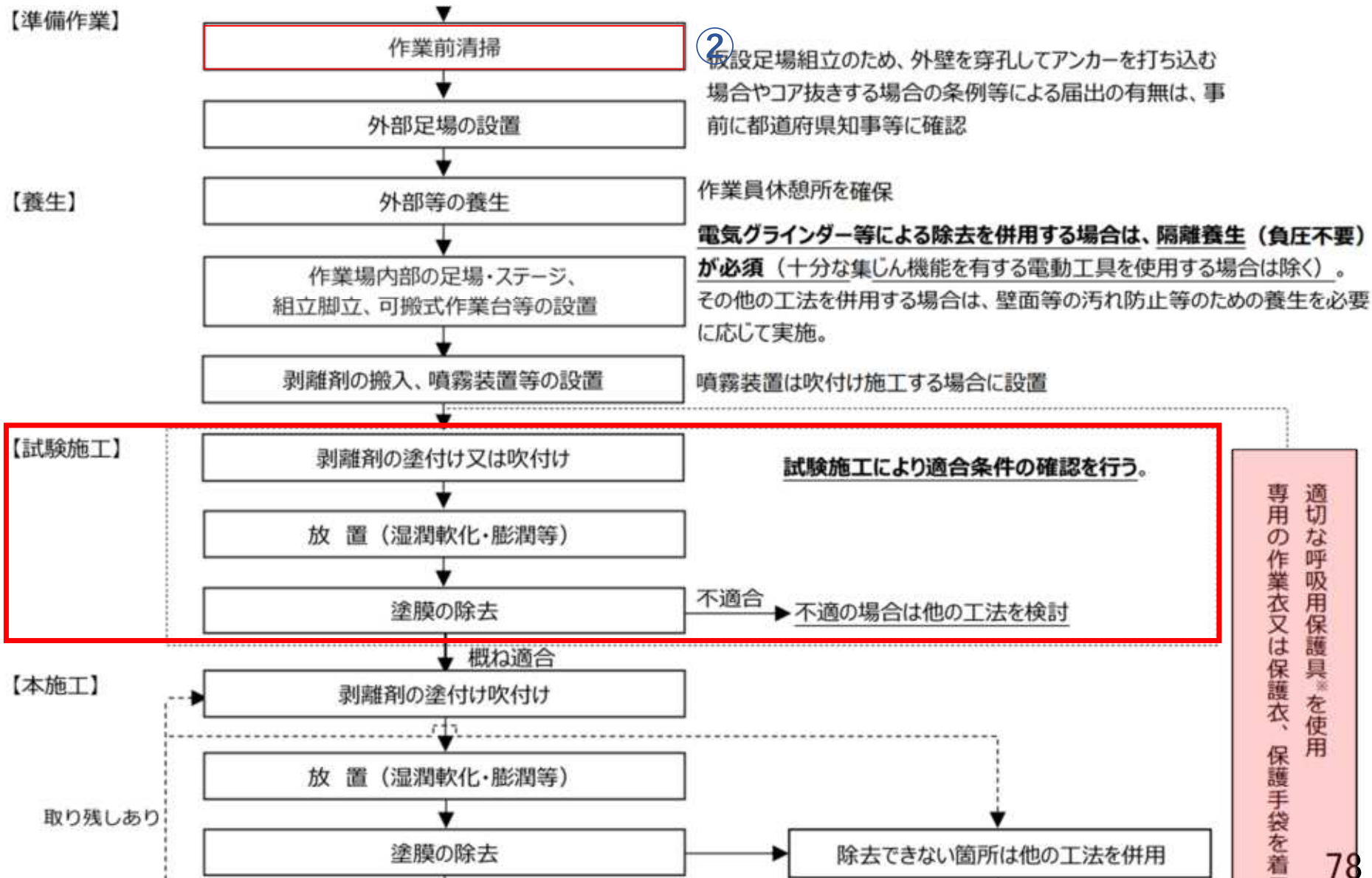
- 石綿含有仕上塗材の除去等作業は、作業基準が設けられ、仕上塗材特有の周辺環境への石綿飛散防止方法が示された。
- 可能な限り粉じんの発生しない、又はより発生量の少ない工法を選定する。
- 狭小部、入隅部、出隅部など（窓や柱型、軒先部分など）工法により除去できない部位があり、他の工法（高圧水洗工法や超音波ケレン工法等）を併用して除去を行う必要がある。**複数の工法を併用する場合**、適切な粉じん飛散防止措置が実施されるよう十分留意する。
- 集合住宅等において外壁の改修等工事を行う際、基本的に当該建築物に住民が居住した状態で改修等工事が行われる事例が多い。このような居住等している建築物の改修等工事は、居住空間に粉じん等が漏れないよう養生を実施する、集じん装置付きの工具を使用する等石綿の飛散防止措置の実施において十分に配慮する必要がある。

⑨ 剥離材を用いる工法

- 一般的に、**無機系材料**が結合材となっている仕上塗材や下地調整塗材を剥離剤によって**軟化させることは難しい**
- **必ず事前に試験施工を実施**して次のことを確認する
 - ✓ 剥離剤の有効性(構成層のどの部分を軟化して完全に除去できるか)
 - ✓ 剥離剤の**使用量**、除去開始までの**オープンタイム(塗布後の放置時間)**
 - ✓ **有機溶剤中毒**等のおそれ (換気、防毒マスク着用の検討)
 - ✓ 臭気の影響や作業性など
- **塗布後の放置時間**を間違えると、表層だけ剥離し結果としてケレンで掻き落とす際に石綿含有層の湿潤化が不十分になることに注意が必要
- 外壁改修等で既存の仕上塗材が除去されず、何層も上塗りされている事例があり、完全に軟化することが困難な場合があるので注意が必要
- 除去後に凹凸下地等に**軟化した仕上塗材**が残らないように注意が必要
- **ジクロロメタン**等の有害性の高い化学物質を使用しない

⑨ 剥離材を用いる工法

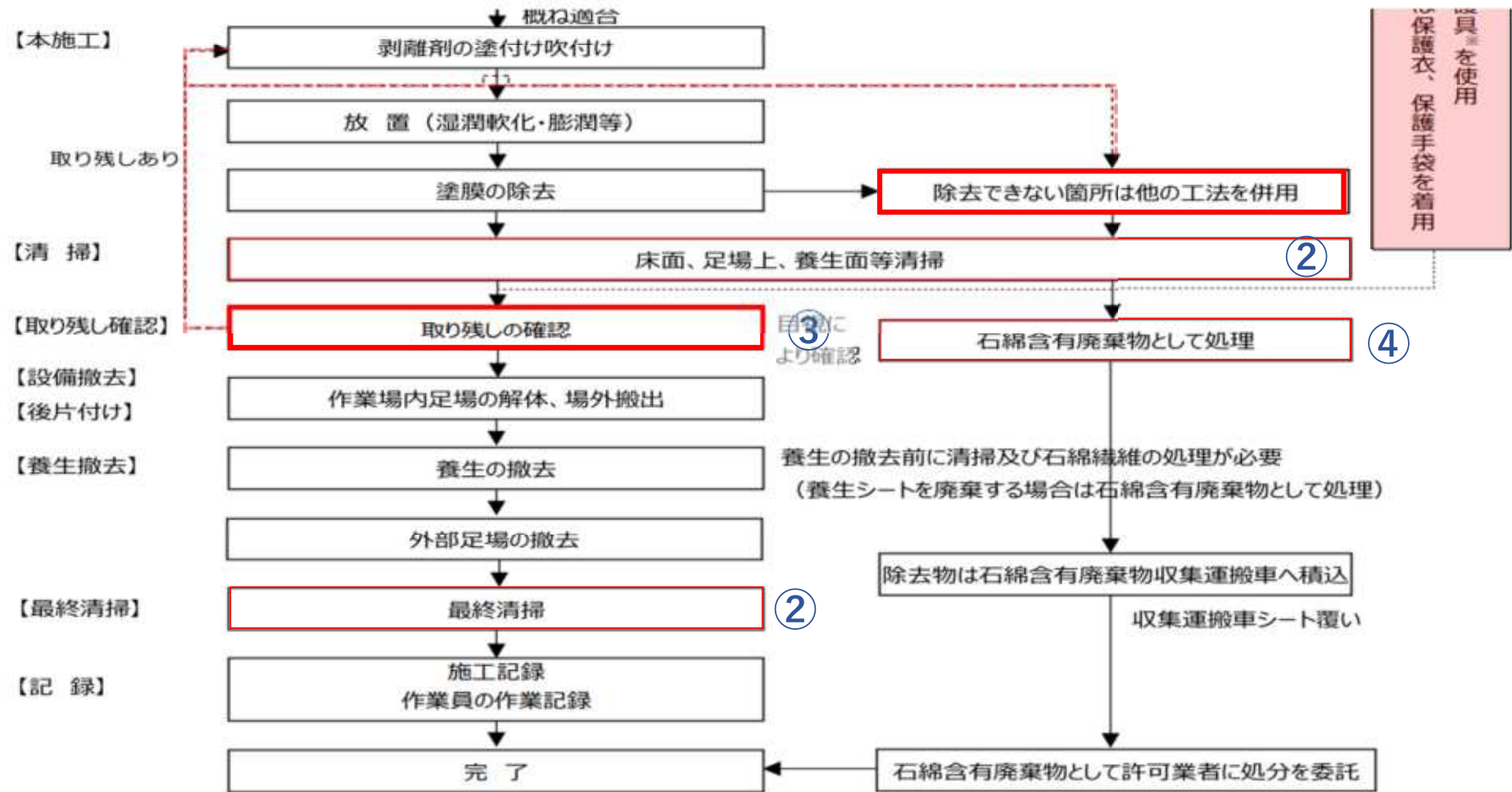
✓ 剥離材を用いる工法の作業手順



レベル3と仕上塗材の作業基準

⑨ 剥離材を用いる工法

✓ 剥離材を用いる工法の作業手順



✓ 試験施工による適合状況の確認が重要

③ 取り残し等の確認

✓ 石綿含有仕上塗材の取り残し（剥離材工法）

- **左写真**：剥離剤の効力がなかったのか、建築物正面以外の面は取り残しが多く、その上に着色された粉じん飛散防止剤が散布されていた
- **右写真**：吹付タイルの凸部が取り残されている
ゲル状と化した仕上塗材が粘り付き取り残されている



④ 廃棄物の保管・運搬・処理

- ✓ 石綿含有仕上塗材を除去した廃棄物は、性状が**粉状**又は**泥状**であり、袋の破損等が起こると廃棄物が流出する蓋然性が高いため、十分な強度を有する**耐水性のプラスチック袋**で**二重梱包**する。
- ✓ また、乾燥により飛散性が増すことを防ぐため、梱包の前に粉じん飛散防止処理剤等の**薬剤により安定化等の措置**を講ずることが望ましい。
- ✓ 石綿含有仕上塗材を除去した廃棄物は、**石綿含有産業廃棄物**として処分する。
- ✓ 水処理により沈殿した泥分も**石綿含有産業廃棄物**として処分する。
- ✓ 隔離養生（負圧不要）に使用したプラスチックシート等も**石綿含有産業廃棄物**として処分する。

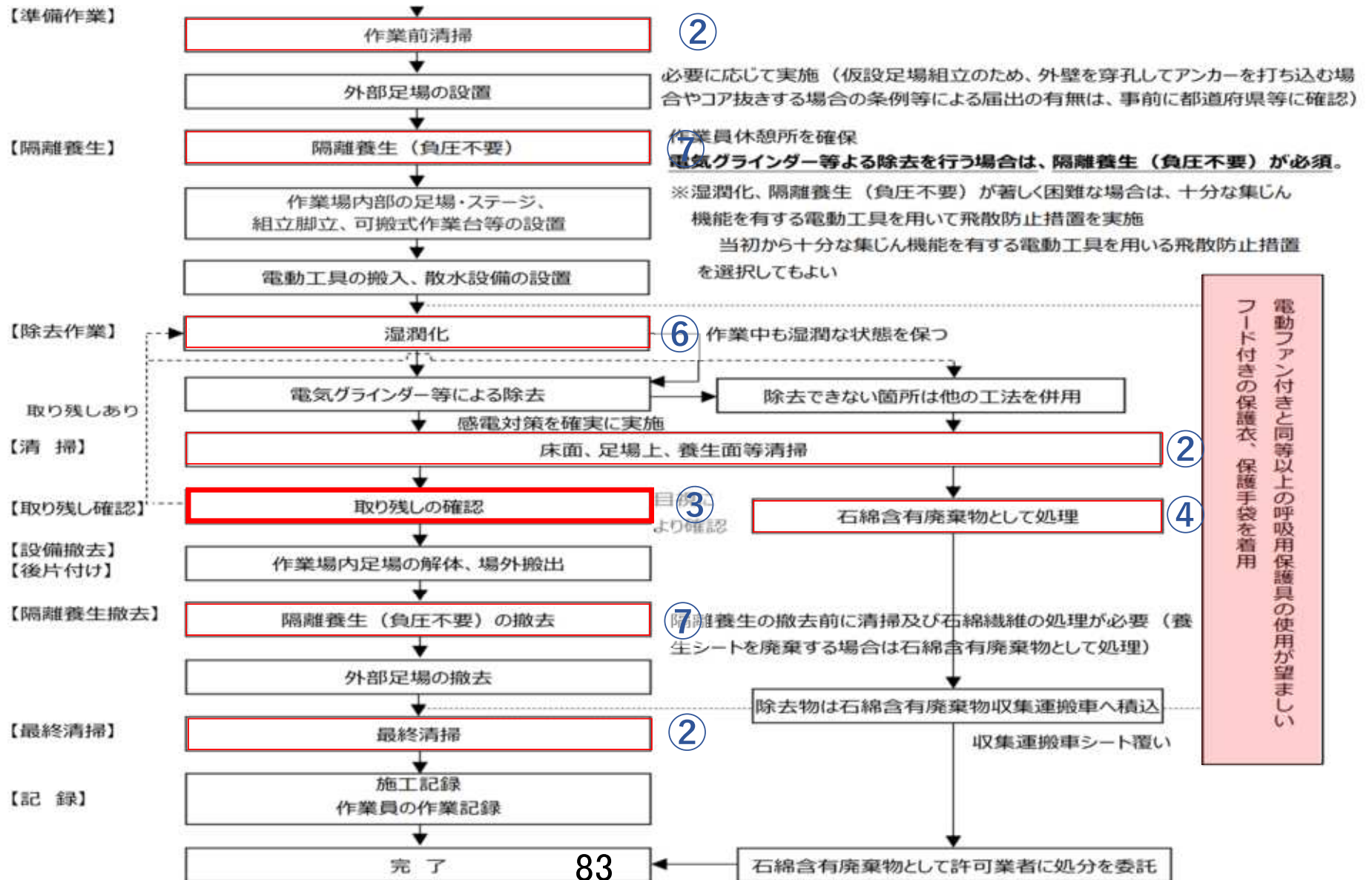
⑩ 電気グラインダー等を使用する工法

- 湿潤化及び隔離養生（負圧不要）が必要となる。
- 湿潤化は作業前に行うだけでなく、除去作業中にも行う必要がある。
- 作業中に散水を行う際は、除去部分だけに水がかかるように散水する、電気グラインダー等の電源部をビニールで養生する、絶縁用保護具を使用する等、**感電防止**を図る必要がある。
- 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法等の電気グラインダー等を使用する工法は、長時間の作業や広い範囲の除去作業を行っていると作業者への負荷が大きくなるため、適切な施工を担保する上で注意が必要である。
- 一般的に使用される集じん装置は、集じんダストの容量が3～5Lになると一杯になるため、定期的に掃除機内のダストを取り除く作業が発生する。そのため、集じんダストを回収するため周囲と隔離（隔離養生等）されたエリアを現場で確保する等の飛散防止対策を行う。

レベル3と仕上塗材の作業基準

⑩ 電気グラインダー等を使用する工法

✓ 電気グラインダー等を使用する工法の手順



③ 取り残し等の確認

✓ 石綿含有仕上塗材の取り残し（電気グラインダー工法）

- **左写真**：ディスクグラインダー切削刃が平らなため下地凹部に仕上塗材（白色）が取り残されている
- **右写真**：赤色の仕上塗材の取り残しを確認される

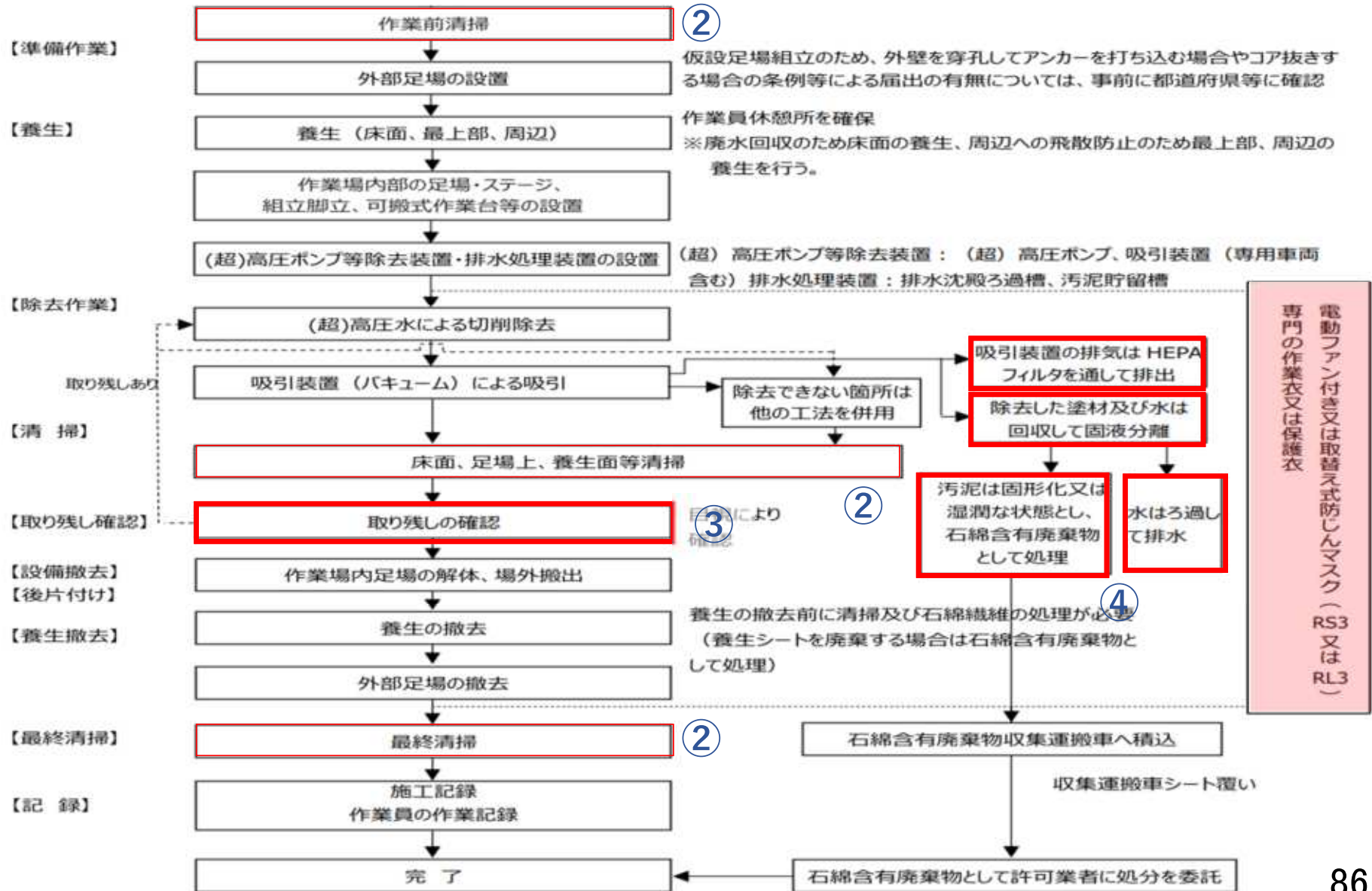


⑪ 高圧水洗工法

- 高圧作業に対する安全上の配慮を行うこと
- 水を使って除去するため、**未処理の廃水**が作業場外へ流出・地下浸透しないようすべて回収し、適切に処理した上で放流する必要がある。
- 回収した廃水は、凝集剤などを用いて泥分を沈殿させ、上澄み水はろ過後下水道等に放流する
- 沈殿物は、吸収剤などを用いて吸着させるか、セメントにより固化して、**石綿含有廃棄物**として廃棄物処理する
- 周囲への水の飛散を防ぐため、周囲の養生を実施することが望ましい
- 廃水を全量回収するため、床面は防水シートで養生し、シートの端部を立ち上げる等して廃水の流出を防止する
- **集じん装置付き超高压水洗工法**は、吸引バキュームの排出口の先にHEPAフィルタ付き集じん・排気装置を設置し飛散防止を図る
- **廃水処理装置**全体を周囲が養生された空間内に設置し、こぼれた廃水は適切に処理する。

⑪ 高圧水洗工法

✓ 高圧水洗工法の手順



③ 取り残し等の確認

✓ 石綿含有仕上塗材の取り残し（高圧水工法）

- **左写真**：ハンドガン噴射除去によるドア廻り付近の取り残し
- **右写真**：ハンド式バキューム研磨機による除去でのオレンジ色仕上塗材の取り残し



主な内容

- 本研修の目的
- マニュアルの構成
- 元請業者が作成する書面と掲示
- 事前調査結果の記録の確認ポイント
- レベル3と仕上塗材の作業基準
- **作業計画作成のポイント**

作業計画作成のポイント

➤ 記載内容

✓ 計画書

- 施工部位、施工数量
- 作業者の入退場管理の方法
- 除去等の方法、手順（試験施工する場合はその手順を含む）、作業手順を変更した場合のルール（作業者への周知、自治体・労働基準監督署への連絡（必要な場合）、計画の修正等）
- 石綿等の粉じんの発散防止又は抑制方法
- 周辺への粉じん飛散防止方法（湿潤化の方法）
- 使用機器等（薬液等を含む）
- 清掃の方法
- 取り残しの有無等の確認方法（実施者、方法）
- 記録等の体制
- 廃棄物の処理の方法
- 作業環境測定の方法（実施する場合）
- 大気環境測定の方法（実施する場合）容、石綿の影響等の掲示)

作業計画作成のポイント

➤ 記載内容

✓ 計画図面

- 作業場、施工区画の明示(立入禁止区画の明示と立入禁止措置方法)
- 掲示の設置場所(事前調査結果、作業内容、石綿の影響等の掲示)

✓ その他

- 掲示の内容、方法(事前調査結果、作業内容、石綿の影響等の掲示)

✓ 隔離養生（負圧不要）を伴う除去作業の追加記載事項

- 隔離養生の方法
- 石綿含有けい酸カルシウム板第1種を切断等により除去する際は、切断等以外の方法によることが技術上困難な理由及び切断等を行う箇所
- 石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去を行う際は使用する電動工具等

3. 作業計画作成のポイント

➤ 記載内容

✓ 工程表

- 石綿除去等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要（方法及び順序）を記載する。
- 石綿の除去等作業を含む解体等工事全体の工程がわかるよう記載する。
- 解体後に新築工事を行う場合は、解体工事終了までの工程で差し支えない。

		6月		7月																												8月																									
		30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金							
仮設工事	養生他	← 大教室・2階廊下通路養生														大教室・2階廊下通路養生撤去																																									
	仮設足場	← 足場材搬入 機械室足場組立														← 足場材搬入 発電機室足場組立 電気室足場組立														← 機械室足場解体 ← 復電準備 ← 仮設電気設備撤去 ← 発電機室足場解体 ← 電機室足場解体 ← 足場材搬出																											
	機械室	← 隔離養生														← 除去作業														← 隔離養生撤去 ← グラスウール貼り																											
	発電室	← 隔離養生														← 除去作業														← 隔離養生撤去 ← グラスウール貼り																											
電気室	← 隔離養生														← 除去作業														← 隔離養生 ← 除去作業 ← グラスウール貼り																												

ありがとうございました